

令和4年第3回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年9月6日

本日の会議 令和4年9月8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課長 村田ゆかり君	契約管財課長 永野英明君
政策企画課長 中村元則君	財政課長 荒木秀一君
土木管理課長 山崎禎三君	都市計画課長 前田将範君
産業振興課長 荒木隆君	福祉課長 川内佳代子君
こども政策課長 宮司裕子君	健康保険課長 藤崎隆行君
健康保険課長 藤崎隆行君	上下水道課長 渡部守史君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時51分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、堤理志議員の①公共施設の老朽対策について、②町の職務従事者の非正規での募集について、③肥料原料の回収についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

おはようございます。それでは早速一般質問を行います。まず1点目、公共施設の老朽対策について。公共施設は、インフラ施設の老朽化が全国的課題とされて久しく、本町も例外ではありません。町は公共施設等総合管理計画と個別計画を策定し、これに準じて対応がなされていると考えます。計画書に目を通すと、施設ごとの課題がまちまちであるため、全体的にこれを理解するにはなかなか困難でありました。実際まだ、十分熟知していたとは言えません。しかし、概略として見ますと、行政の本分である住民福祉の向上と、そのための施設の更新、その裏付けとなる財政の三者のバランスをどうしていくのが今後の課題であり、難しい問題との印象を持ちました。例えば、公共施設の一人当たりの面積は、全国的な傾向と比較して決して過大ではないとする一方で、今後縮減することも否定はしていません。公共施設があることは、住民福祉、人口減少対策としてとても重要と考えますが、これが削減、縮小となった場合、町の魅力が減少はしないかとの懸念を持ちますが、この両立は可能でしょうか。今後の公共施設の維持管理、更新は財政的に対応が可能でしょうか。お伺いをいたします。

2点目、町の職務従事者の非正規での募集についてです。民間では、非正規雇用の拡大が進み、これが国民の中での格差拡大の大きな要因であるとして社会問題になっています。地方公務員の非正規化もまた全国的に進んでいます。質の高い行政サービスを実施するためには、雇用の安定は不可欠と考えます。本町の募集状況を見たところ、ホームページで確認した部分でありますけれども、保育専門員や児童館厚生員、ひばり学級療育補助員などが掲載されていました。それらは雇用期間が原則1年間となっております。町として子育て支援に力を入れるのであれば、それを担う人は子育てについての経験が蓄積できる安定雇用であるべきではないかと考えます。雇用の在り方を改善する考えがないか、見解をお伺いいたします。

3点目に、肥料原料の回収について質問をいたします。全国的な政情不安、為替変動の影響で、肥料価格が高騰、不安定化しています。農業生産に係るコスト高騰は、農業者、消費者への打撃が大きく対策が必要だと考えます。こうした中、日経新聞によりますと、福岡市はJA全農ふくれんと連携して、下水から肥料の原料の一つであるリンを回収し販売するとの記事が掲載されておりました。地域循環型でもあり、また肥料の価

格を抑えて、農家の負担を減らす狙いがあるとのことであります。同様の取り組みは神戸市などでも進められているようであります。本町もJAなどと共同で、下水、浄化センターの処理の過程でリンの回収、肥料製造の検討ができないでしょうか。臭気の課題などが考えられますが、町内で工場が出来れば働く場、雇用にも繋がるのではないかというふうなことも考えられます。また県にこうした事業を提案し、全県的な取り組みの先導的な役割を町が発揮するということもできないか。併せてお伺いをいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日はよろしくお祈りいたします。それでは堤議員の御質問にお答えをいたします。1番目の公共施設の老朽対策ということでございます。御案内のとおり、本町におきましても公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設の計画的な管理に関する基本方針や考え方を定めるとともに、個別施設計画におきまして、施設類型ごとの長寿命化や更新等に関する具体的な対応方針をお示ししているところでございます。御指摘のとおり、公共施設を取り巻く課題の一つは、施設の維持管理、更新等に係る財政負担であり、その軽減、平準化を図るため、本町におきましても施設の長寿命化を図ることを前提に施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ、計画的に改修、更新などを行っているところでございます。また、財政負担の軽減という視点では施設そのものを縮減するという方法も考えられますが、総合管理計画に記載のとおり、本町の施設保有量は現状で過剰な状況とは言えないことから、まちづくりの観点や公共サービスの低下を招く恐れがあるため、単純な「施設総量の縮減」を目標としていないわけでございます。一方で、今後の財政状況や高齢化の進展をはじめとした公共施設を取り巻く状況の変化に伴い、公共施設の機能や量に対するニーズは変化していくものと見込まれ、現在の施設保有量をそのまま維持していくことが最適か否かにつきましては、今後の状況に応じて検討を行う必要があると考えております。当面は計画的な維持管理、長寿命化を図りながらも、施設の更新等を行う場合には、人口の推移、施設の利用需要や住民ニーズの変化、財政状況等を考慮したうえで、必要に応じて施設の集約化、複合化の可否について検討し、施設保有量の適正化を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。町の職務従事者の非正規での募集についてのお尋ねでございます。非正規職員である会計年度任用職員の任用につきましては、職員の業務をサポートしていただくことを目的に、必要に応じて募集を行い、法律及び条例の規定に基づき「専門的な知識、経験、資格等を有する専門職員」や「補助的な業務を担う一般事務補助職員」として採用を行っているところでございます。任期につきましては、地方公務員法の規定によりまして、一会計年度を超えない範囲での任用をすることと定められておりまして、業務の内容や実施状況に応じまして必要となる人員について、年度ごとに任用

を行っているところでございます。子育て支援関係の任用につきましては、子育て支援施策が本町における重要施策の一つであるとの認識の下、保育士や保健師など専門的なスキルを持つ職員を増員し、計画的な人員管理に努めているところでございます。また、多様化し増大する住民ニーズに対応するため、法令に基づく制度設計や補助金の活用、予算計上などにつきましては職員が対応し、事業の運営につきましては会計年度任用職員を含めて対応することで、町民の満足度の高い行政サービスの実現を図っているところでございます。今後につきましても中長期的な観点を踏まえた人材確保と法にのっとった適正な任用に努め、質の高い行政サービスを継続して提供してまいりたいと考えております。

続きまして大きな3番目、肥料原料の回収についての御質問でございます。御案内のとおり、中国の輸出規制やロシアのウクライナ侵攻による供給逼迫、円安の進行などにより、肥料の原料である窒素、リン、カリウム等の価格が高騰し、肥料価格が大幅に上昇をしているところでございます。これによりまして価格転嫁が難しい農業者にとりまして、経営が非常に厳しくなることが予測されているところでございます。県は、本年7月に肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会を開催し、土壌診断に基づく適正な施肥の実施や地域資源を活用した肥料の低コスト化などの対応方針を示しております。現在JA全農ながさきでは、地場の豚ふん堆肥をペレット加工し、県内で製造する肥料に配合することで、肥料効率の安定化と低コスト化を目指すこととしておりまして、県と共同で研究開発が進められているところでございます。今回検討されているものが、一般的な豚ふん堆肥に比べまして肥料成分が高いことが最大の特徴でございます。生産過程の全てが県内で完結することから循環型社会の構築にも繋がるものと考えております。早ければ令和6年度にも本格普及を開始する計画で、ミカン用肥料の代替品としての活用も想定されております。肥料の原料に欠かせないリンは、ほぼ全量を輸入に依存しておりまして、御提案の下水処理過程におけるリンの回収とその活用も同様の対策として期待できるものと考えられますが、現在のところ、その検討はなされていないようでございます。また本町の下水処理における汚泥につきましてはセメントの材料とするなど、別の形での有効活用に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今、町長から答弁で詳しく説明がありましたので大体のことは理解できましたが、私の質問も重複するかもしれませんが、何点かお伺いをしたいなと思います。総合管理計画の88ページで、先程も答弁の中で出てきたんですけれども、現在の保有量を維持することを目的に施設の長寿命化をやっていきますというのが一つの方針で、ただし、施設を更新する際にはいろんな利用状況を踏まえて集約化等々、保有量の縮減を図っていくんだというのが総合管理計画でうたわれております。これは全国的なことでありまし

て、国も公共施設の統廃合、あるいはダウンサイジング、こうしたものを進めていくべきだという方針を出しております。恐らく全国的に老朽化がどっとやってきたときに、国としても交付金であったり、補助金であったりということも考えてのことじゃないかなと勝手に推測をしているんですけども。ただ、本町の場合は先程もあったように、決して過剰な量を保有しているわけではないということでもありますので、私は今回質問した率直な感想としては、そうであるならほかの自治体と状況も違うので、縮減ということを出さずに維持していく。現在の量は過大じゃないんだから、うちは必要量だと、決して無駄な量じゃないと思うので、それを維持していくべきということで、そういう方針を出したらいいんじゃないかなという気がするんですよ。国は過剰な全国の例を持ち出して言っているんだと思うので。端的にその点はいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町におきましては、公共施設の更新におきましては機能の集約化ができないか、複合化ができないか、それからダウンサイジングなどを検討するなど、必要な機能は維持しつつも経費の縮減に繋がる手法を検討いたします。例えば複合化のメリットといたしましては、施設の複合化による維持管理費など諸費用の縮減と運営の効率化でございます。また、施設を複合化することで、通路、トイレ、駐車場など、共有スペースの共同利用による施設面積の縮減と敷地の有効活用なども期待できます。単純な施設総量の縮減を目標としてはおりませんけれども、人口の推移や施設の利用需要、住民ニーズの変化、財政状況を考慮した上で、必要に応じて施設の集約化、また複合化の可否については検討をして、施設保有量の適正化を図っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今の話ですと、住民ニーズが変化するかもしれないよと。この点はあとでまた議論をしたいと思うんですけども、主には、コストとか効率化の問題ですね。私も民間にいたときは四六時中、どうやってコストを下げたか利益を出すかということばかり考えてやってきた人間なんですけど、それをやっていくといろいろな弊害も逆にあるというのを自分の中で矛盾を抱えながら生きてきたもんですから、議会では、そういうこともよく言わせていただいているんですよ。例えば人口減少とか高齢化が、先日も同僚議員が言われていましたけど、この状況に至ってはもう本当に避けられないだろう。今から少子化対策をしていっても、ずっと先では、もしかしたら伸びるかもしれないですけども、一時的にはもうドンと落ちるという状況は、これは統計学的にどうしても避けられないということではありますが、だからニーズが減っていくから縮減となりますと、私はそういう所に住んでいる地域の住民の孤立化を防ぐという点でも大丈夫なのかなと、そこが

非常に気になっておりまして。逆に今、そういう孤立化をさせないためにも自治会とかコミュニティの機能が大切だということも言われていて、総合計画の中にもそういう位置付けがされておりますよね。ですから、町の方も十分御理解されていると思うんですよ。メリットの面とデメリットの面、私もいつもデメリットの面を言うのでなんですけれども、その辺りが引っかかるというか、やっぱり人口減少対策の面からも地域に活力を持つ源がコミュニティで、そのコミュニティの基盤となるのが館だというふうに思う。そういう点から町の活性化という点から一定維持するっていう必要性、コストはコストで理解しなくもないですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町は御存じのとおりコンパクトな町でございまして、他市町のような支所や出張所などの配置はございません。一方、各地域コミュニティには、必要な学校や公民館、児童館など地域活動に必要な機能を有する施設の配置を行っております。また、合併もしておりませんので、図書館、体育館、文化ホールなど重複施設もなく、適正に過剰な保有量を有していないという認識でございます。その中でも近接する施設等がございましたら、やはり合築等の検討をするのが基本となると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

言われるように、私たちが視察等に行きますと人口が変わらなくても2倍、3倍と大きな面積の自治体があります。それと比べたら本町はコンパクトな町だと、それは十分理解をしております。ただ、本町の特色として私が考えているのは、嬉里郷近辺は一定、集約的な町が形成されているんですけれども、長与町の場合は何々谷、何々川内というのがたくさんあるんですね。嬉里谷、丸田谷、南田川内、本川内、平木場。全部谷あい、谷間に集落が形成されておまして、その横の道路は小さな農道が通っているだけで、横の連携というのはあまりされていない。地元の人たちが行き来でミカンの採取、いろんな作業で使う程度で、横の連携というのが無いんですよ。そういう点でいえば、今おっしゃったコンパクトだからっていうのとは、またちょっと違う姿もあるんじゃないかという点で、私はそういう町だからこそ今まで長与町には一定奥まった集落の地域に、ものすごく小さい所は無いですけども、ある程度固まった集落に多目的研修集会施設を置いたり、働く婦人の家を置いたりっていうことをして、その地域の人たちのコミュニティの場を作ってきたんじゃないかと思っていて。私が気になるのは、そういった所がただ単に人口が減ったからもう集約化すればいいよってなりますと、図面上で見たらそうなんですけど、実際そこに足を運んでみると谷あいでもういかないというようなこともあるんじゃないかという点で、統廃合というのを、この辺りもよく加味して考えな

いといけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

公民館などは特に各地域コミュニティの重要な拠点ともなりますので、基本的には各地区に配置するのは基本だと思っております。その中で、そういう統廃合等の話が出たときには、広く御意見を聞くなど慎重な審議を行いながら検討を行いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

コンパクトな町だからこそ住民と行政が非常に近いから、そんなめちやくちやなことはされないというふうには思いますけども、よく住民の声を聞きながら、どうすべきかというのは今後考えていく必要がある。もちろん行政担当者はその辺りも十分理解されているんだと思います。ちょっと1か所、今回調べる中で気がかりというか、あれっと思ったのが丸田荘なんですよ。令和3年度の事務事業評価がホームページに出ておまして、これを見ますと丸田荘については「今後も引き続き経費削減に努めながら中期的には廃止を含めた検討を行う」ということで、廃止も含めた検討を考えているのかなと思いました。ただ、ほかの計画を見てもそこまでは踏み込んで書いていないんですよ。個別計画を見ても丸田荘を見ても、廃止を検討というのは書いていないんですよ。ただ、ちょっと気がかりなのは「本計画期間中は」というただし書きがあるので、もしかしたらこの計画期間を過ぎたら廃止を検討しているのかなという気もするので、中期的というのがどういうことなのかですね。あと廃止を検討する理由がちょっと分からないんですよ。この辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

廃止を検討する時点におきましては、その施設の目的などが一定達して役割を終えたなど、施設の在り方自体に役割が終わった等の観点から廃止等の検討がなされるものと思います。個別施設計画において、丸田荘について廃止という方向性は今のところ見えておりませんが、廃止の議論につきましては、そういう役割を終えた等の視点から検討するものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

議員も御承知のとおりだと思いますけども、丸田荘についてはお風呂がありまして、その経費が非常に掛かっていると、そういう面で廃止も検討すべきではないのか、あく

までも検討すべきではないのかという視点でございます。それと、ほかにも利用者が一定固定化されておられるということも踏まえて、全体的な公平性を含めたサービスの面も含めて、その検討をすべきだということでございます。すぐすぐ廃止をすることかいうことではなくて、今後、改修の経費等々も掛かってきますので、そういったものでトータル的に廃止、継続を含めて検討するというふうな御理解をしていただければ幸いですと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

期間のことでお伺いをしたいんですが、私もこの中期的という期間がどういうことなのかと思って個別施設計画の3ページを見てみたんですよね。そしたら10年計画というのがあるんですけども、10年計画の中にまた前期の1期、後期の2期があって、中期的というのが10年間してその後のことなのか、前期、令和6年度、7年度の相中で一旦区切りがある、このことなのかですね。中期的というのはどの段階のことなのかという点を確認したいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

施設におきましては、公共施設の目標使用年数を設定しておりまして、例えば鉄筋コンクリート造であれば65年、重量鉄骨造につきましては65年、それから、その中でも外壁、屋根等についても改修周期を定めておりまして、その中で管理を行っているところでございます。公共施設個別施設計画におきましては10年間の計画でしておりまして、5年ごとの見直しを行っているところでございます。また基本構想、基本計画の下に実施計画というのがございまして、こちらが3年ごとに見直すようになっておりますけれども、こちらの方で施設の改修等におきましてその年度に集中しないように、過度な負担とならないような調整をしながら管理を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

これは私も昨日の夜に「あれっ」と気付いて質問したものですから、事前にこういうのはお知らせしとけばよかったなと思います。いいです。必ずしも今じゃなくても結構です。それではっきりおっしゃったのは、入浴施設はコストが掛かる。恐らく配管等にいろんな不純物が付いて、修理だなんだって相当掛かるんですよ。特にミネラル分なんか、カルシウムとかが付着しますので大変だということで、そういうことなのかと思うんですけども。ただ、上長与のときも言ったんですけども、住民が長年やってきた慣習というのがあるものですから、例えば丸田にしろ、上長与にしろ、もう昔から

その人たちが、そこで語らい、集いやってきたという歴史をポスッと切られますと、やっぱり住民としては行政に対して不満、不信感を持ちますので。そこが1つ気になるという点と、もう1つが私ども議会はいろんな取り組みを視察に行くときに、特色のある取り組みをしている自治体はどこなんだろうということを生懸命、それこそ議員がみんな自分たちで手分けして調べて、ここは例えば健康づくりで特色がある、こういうことをやっているなっていうのを調べて、視察、勉強会をしに行つて、議会で取り上げてということをやっている。そういう点でお風呂を使った健康づくりというのは、私は長与町の誇れるといいますか、確かにコストが掛かるのはよく分かるんですけども、自慢できる取り組みだというふうに思っています。そういう意味からも、この間、苦言じゃないですけども、いろんな中止とかやめてしまう理由を聞くと「他市町ではやっていないから本町もやめます」というのが非常に多いんですよ。これを続けていきますと、本当にありふれた町になってしまうと、もちろんそれ以外で特色を持つ取り組みをやられているのを私も承知しています、健康ポイント事業をやってみたりとか。それは十分に分かるんですが、余りにもお金が掛かるという理由でいろんな取り組みがなくなっていくと、1つ気になるのが「何か特色がない町だよ」というふうになってしまうのも、住民から見ても、また、移住しようと考えている方から見ても、選択肢から離れていくというのも残念だなというのがありますので、是非こども考えていただきたいということと、この件は最後にしますけれども、総合計画を策定するに当たって総合開発審議会の中で内容を揉んでいるみたいで、これは総合計画の町のパンフレットの最後の方に、総合開発審議会の答申が載っていますよね。そこに非常に大事なことが書かれてあるなと思ったのが「これから先の少子高齢・人口減少社会においても活気ある豊かな地域社会を維持していくためにも」中は飛ばしますが「自治会加入率向上や地域コミュニティの活性化にも一層努めるべきであること。」というふうに書かれてあります。私が言いたいのは、人が減っていくからもう減らしていいという発想じゃなくて、やっぱり活力あるものを維持するためにも、そういう施設は持っていた方が、何かあったときに「ちょっと寄ろうで」という感じで寄って話してというのも非常に大事なことだと思うので、そこが一番気になって質問をさせていただきました。是非、今後検討されていく中で、そういう活力が失われないようお願いしたいと思います。以前、構造改革ということで、国が三位一体改革で地方の交付金なんかかなり、本町も半分ぐらいにどんと減らされたときの国の考え方は、大都市部は効率がいいけども地方って非効率だよなっていうことで、西の果てにそんなお金をやらんといかんのかというような発想で、地方からお金が引き上げられていって、中心部はどんどん投資されていったということだというふうに思うんですけども。この考え方は、例えば長与町に置き換えたときにそんなことしないと思いますけれども、長与の中心部だけじゃなくて、地域、地域があつてこそ。今、定住促進なんかでも五島の方に人がいっぱい来て、田舎の私たちから見れば非常に距離的にもある、船で何時間もかかるそういう所を求めて人が移住している。やっぱり

そういう所の魅力というのもあると思うので、ちょっと脱線しましたけれども、中心部だけじゃなくて、人口が多くないような所にも目を配っていくというのが大事なかなと思います。

続きまして非正規雇用の問題について質問をさせていただきますけれども、民間においては労働者派遣法の改悪等で、非正規雇用が拡大されて、結果的に格差が拡大したり、あるいは優秀な人材が国外に流出したり、デフレの大きな要因になったり、非常に国力というか生産力が落ちて、なかなか賃金が上がらない国になってしまったというのが今非常に言われております。そういう点からいっても、会計年度任用職員制度は年度で区切るというのが、これは国の作った制度なんで町が云々じゃないのかもしれないですけども、実際町の中でも年度で区切って任用されるという形があるものですから、これが一般の公務員のような安定性、身分の保障というのがないという点で、逆にこれが1つは町にとっても不都合な事態があるんじゃないかと思っております。今回は育児休業の代替職員がいたりとか、一時的な期間を限定した業務があるということもありますし、また就学前の子どもがいるような方にとっては「私は短時間の方が、今は都合が良いですよ」という方もいらっしゃる。そういう様々なケースもありますので、今回私は、主には生計維持者、いわゆる家計を背負っている方にとってのこの制度ということで、生活が安定していない点でどうなのかという点から質問をさせていただきたいと思っております。まず保育専門員ですけれども、以前議会で管理公社から保育士が派遣されているという件が、これは指示命令を直接受ける、受けないというような問題で、労働者派遣法との兼ね合いで少し変えないといけないだろうということで直接雇いにするときに、保育専門員という形態を取ったと私は記憶しております。これは、町の直接雇いにする際のある意味苦肉の策であったと感じていたんです。そのときも議会の中で「この方は常勤なのか、非常勤なのか」という質問に対して、「常勤的非常勤なんです」みたいな回答があって、場が何か変な空気になったりした思い出もあるんですけども。だから私は一時的な暫定的なものかと思っていたら、町の募集要項を見ますと保育専門員という形で募集がなされて。率直な疑問として、町が本雇いする保育士として雇わなかったのはなぜなのかなってというのが1つの疑問点なので、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現在、保育専門員ということで町の会計年度任用職員として雇われている方がいらっしゃいますけれども、その方と正規の職員との間には仕事上で区別をさせていただいております。基本的に職員の方が保育所運営とか保育に関すること、あと行事とか職員会議、保育以外の分担などの業務も行っております。保育専門員に関しましては、正規の職員が休みのときに、保育の担当をしていただいたりとか早出や遅出の出勤はしないとか、保育の事務についての記録はしていますけれども、それ以外の事務についてはして

いないということで、区別をつけて業務をさせていただいているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりやすく言えば、あくまでも補助的業務、サポート的な役割を担っていただくからということですかね。ここについては私も実態は分かりませんので、そういうことなのかということ、ちょっと気にはなりますけれども、そういう説明ですので了解しました。次に児童館構成員も同じく原則1年ですよということ以案内がされていたので、これもどうなのかと思ったんですが、ここについても勤務の形態がどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

児童館の会計年度任用職員ということで、児童厚生員で募集をかけております。こちらの方につきましては、児童館の運営であるとか子どもの遊びの指導、あと来られた方の育児相談をしていただいております。勤務時間につきましては、午前9時50分から午後5時半までとしております。今、週のうち2日間休みを取っていただいている状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

実態としては、正規職員並みの時間で働いていらっしゃるということですよ。そうであるならば、町の正規の雇い方はできないものなのか。というのが1年雇用となりますと募集してもなかなか集まらないんじゃないか、来ないんじゃないかという気がするんですよ。私も募集を見て「これで来るかなあ」と率直に思ったんですが、どうですか、入ってきておられますか。実態はどうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に正規の職員と児童厚生員につきましては、正規の職員は8時45分からの勤務になりますが、児童厚生員は9時50分からの勤務になります。それも児童館が基本午前10時から午後5時までの開館になりますので、それに前と後ろに少しお時間を取らせていただいているということになります。募集に関しましては、何人も来るというわけではございませんが、一応募集をかけると応募者はいるという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

すいません、私も勘違いして。9時50分ということは10時前からなので、正規職員と同じというのは私の間違いですね。それから期末手当の問題でお伺いをしたいんですけども。聞くところによりますと、正規職員は期末手当、いわゆるボーナス時期ですね、6月と12月ですか。この支給の中で一般の正規職員は勤勉手当と期末手当ですが、会計年度任用職員は勤勉手当が出ないという話があって、これはそうなんですか。私も本に書いてあるのを見たんですが、そういう扱いになるのかですね。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

会計年度任用職員につきましては、期末手当のみが支給となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

これも法的にそういうふうになっているのか。補助的な仕事といってもやはり住民から見れば役場の中でどの方がサポートとか分からないわけで、実際頑張って仕事も一生懸命されている中で、一般職員は勤勉手当有りで会計年度は勤勉手当無しというのは、公平性といえますか、どうなのかなという気もするんですが。これはもう致し方ないものなのか、町でいかんともし難いものなのか。この辺りはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

会計年度任用職員制度につきましては、御存じのとおり令和2年度からスタートしまして、徐々にではございますけれども、処遇の改善が随時図られているところでございます。今、御質問にありました勤勉手当につきましても、現在、国で支給について議論がなされているというところで、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私ももう前ですけども、ある職員と雑談の中で、正規の職員なんですけど。私たちは交通費が出るけども、当時のパート、会計年度という名前はなかったので、「そういう人たちは交通費も出ない。おかしいんですよ」という話もあっていて、本当ですねと思っていたら、何年かしてから出るようになったんですよ。職員もやりにくいと思うんですよ、一緒に働いている仲間なのに片方は出ない。だから機会があればそういうのも、一緒に働いている仲間です。そういう格差がない方が良いので、申し入れなり要望なりを上げていった方が良いんじゃないかということをお願いしたいと思います。今のと

ころ国の制度なのでどうもできない。ただ、だから良いんだという立場には立たない方が良いと思います。それからこの職員の任用の在り方なんですけども、1年なんですけれども、その後、更新が2回までできて最高3年間の雇用になるんじゃないかなあと。本人の都合とか、本人がちょっと今回でと言わなければ。この3年原則ですけども、これよりももっと働きたいという場合の対応は、今どんなふうになっているんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

本町の会計年度任用職員につきましては、更新の回数の制限は設けておりませんので、人事評価等も一定させていただいておりますので、勤務状況等を見ながら更新等をさせていただいているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

期限を決めていないという点では安心して働けるという点で、それはもう非常に評価ができるかなと思います。私も今回の質問をするに当たっていろんな本を調べてみますと、これは民間であれ役場であれ、入庁して1年間は、まずはその仕事に慣れることで精いっぱいだろうと。何月ぐらいにはどういう行事があつて、それにはどんな仕事がある。そういうのを1年間見よう見まねでやって、そして2年目から去年はこうだったよねということで進めていって、2年、3年と経過していくごとに役場の戦力に、仕事の担い手として成長していくと思います。これが3年でブチッと「原則3年ですからもういいです」となってまた別の人になると、本人の安定性もさることながら役場の職務の回し方も、また一から教えないといけないというようなことになれば、お互い雇われる方も雇う方も、冒頭不都合な事態があるんじゃないかと言ったのはそのことなんですけども、そういう面からもやはり一定安心して働けるという環境を作っていくということですね。そこは了解しました。これは町に対してじゃないんですが、国の資料を見ますと会計年度任用職員のマニュアルの中に、職員に対して長期雇用ができるという期待をさせないように、裁判なんかでもいろいろあっていますからというような文言があるんですね。ですから私はこれに「やっぱりそうなんだ」ということで従うんじゃないくて、「いやいや国はそう言いますが、仕事をきちっと回していくためにはきちんと一定期間雇用を維持していくというのが、住民にとっても良いし、役場にとっても良いし、本人にとってもウィン・ウィンの関係なんだよ」ということで、堂々とやってほしいと思います。会計年度任用職員については、私は前と比べると一定改善がされてきていると思います。というのは、一時金が前は支給されなかったのが支給をされるようになったりとか、等々になっています。ただ私が気がかりなのは、世帯の家計を、また家族を背負っているような人たちも一定いらっしゃるんじゃないかと。こ

ういう人たちが、子どもを産み育てたりとか地元の活性化に貢献できるとか、そういう本人にとっても町にとってもプラスになるような体制を、国のそういう制度の中の範囲でしかできないというのは分かりますが、是非そういうことを意識していただきたいと思います。

準備していた質問があったんですが、時間の都合で飛ばさせてもらって、肥料の問題でお伺いをしたいと思います。これは下水処理の過程でリン酸を回収して肥料原料にするということで、このところの値上げを抑制して、生産者、消費者が直面する物価高騰に対処する。それから循環型社会の農業にも貢献するし、また、食糧の自給率の向上にも繋がるということが期待されると思います。今、御説明によりますと本町の浄化センターで出た汚泥等については、セメントの材料として活用をされているし、また肥料については、県が豚ふんを使った堆肥化というか、肥料化に取り組んでいるんですよという御説明でありました。ということであれば、私はこれを「何が何でもコンクリートは駄目だ、肥料だ」ということは言うつもりはないんですけども、ちなみに県の事業の中身がもし分かればどういった事業をされているのかと、本町のセメント化をもう少し詳しく、この両方の内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず、県とJA全農ながさきの研究ですけれども、目的としましては、県内の堆肥の活用と肥料の低コスト化ということです。畜産農家がこれまでの課題としてふん尿処理を堆肥化することで処分をしていたが、供給量が需要量を上回っていることであったり、堆肥単体では水分量や発酵の程度に違いがあって、品質が安定せず量の加減が難しいということがございました。また、近年の肥料価格上昇への対策として、安価な地域資源を原料とした肥料を活用することによって、価格抑制に繋がるのではないかとということです。堆肥をペレット化して既存の肥料に配合することで高い効果が得られるということで、今研究が進められているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

下水道事業の汚泥のセメント化について話をさせていただきます。年間約1,800トンほど下水の汚泥が出るわけですが、それを焼却してその結果出た灰について、セメントの材料としてリサイクルされているという状況でございます。もう1つ付け加えさせていただきますと、現状では、国では下水道の資源、再生水とか汚泥について、農業の分野で生かすことができないかということで、BISTRO下水道ということで農業とのタイアップを推進しております。長与町につきましても、今、セメントの原料ということでリサイクルをしておりますけども、これから先もより良い時代に合ったり

サイクルについて研究してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

現状について私はこれを変更した方が良いとは申しませんが、ただ、これだけ肥料が高騰して、しかも食糧自給率がこんな状態なので、もう少しここに力を入れないといけないとなった場合は、セメントの需要供給が供給過剰だなという場合については思い切って、場合によっては県とかとタイアップしながら肥料化ということにも、状況によりますけど、そういうことも検討した方がいいんじゃないかと思います。というのは、今、地方の働く場がない。先日も同僚議員が言っていますけども、人口が流出している大きな要因は雇用の場がないということだと思うんで、例えば堆肥化工場等を町も出資したりして、西側埋立地は食品工場もあるので無理かもしれないですけど、地域でやられていって、農業をやったり、そういう堆肥化工場で働いたりというようなことで、働く場という点でも有効かなという思いもありましたので、質問をさせていただきました。もう時間も少なくなりましたので、以上で終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、西岡克之議員の①犯罪被害者救済について、②性的少数者の理解への質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。1番目、犯罪被害者救済について。平凡な暮らしを営んでいる毎日に、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれ被害に遭う。誰も想像していないと思いますが、2008年の秋葉原の事件や、県内では対馬で起こった殺人放火事件など、数を挙げればたくさんあります。犯罪被害に遭うことは、大変つらく悲しいことです。突然のことに心も身体も対応できません。さらに行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続きに関わらなくてはいけなかったり、場合によっては転居を余儀なくされたり、仕事についても辞めざるを得なくなったり、経済的負担も迫ったりと様々な形で苦しめられます。先程申し上げたとおり、多くの人々は犯罪被害に遭遇することを考えたり想定したりすることはありません。しかし現実には、このような二次被害に遭遇するのは犯罪の程度にもよりますが、重大な犯罪ほど二次的被害により多く遭遇します。巻き込まれた当事者が世帯の収入の主体者であればなおの

こと、収入の激減など今後の生活の不安も重なります。このような方々に少しでも援助ができる方法があります。日常、私たちが飲料を購入して飲む自動販売機で、購入のたびに金額の一部が犯罪被害の援助になるシステムがあります。県内各所に設置しているA社などの寄付型支援自動販売機で飲料を購入すると、売上金の一部が犯罪被害者支援活動に生かされる仕組みになっています。是非、本町でもこのシステムへの協力ができないかお尋ねします。

2番目に、性的少数者の理解へ。文部科学省が近く改訂する学校教員の手引書「生徒指導提要」にLGBTなど、性的少数者の児童生徒への対応に関する項目を盛り込む議論を進めております。現在は理解度にばらつきが大きく、学校での指導や接し方が原因で傷つく子どももいるようです。この問題の支援者からも「一歩前進」との声が上がっているようです。2010年に策定された現行手引書は、子どもの学校や家庭における生活面の注意点や問題行動への指導について説明をしておりますが、性的少数者に関する記述は無いようです。今回は社会的認知度の高まりなどを踏まえ、有識者らがまとめた改訂案に「教職員が悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努める」などと記載されておりました。当事者が秘匿したい場合に注意しつつ、専門家と連携してチームで支援することを要請できるようになり、服装やトイレの扱いなど具体的な事例も紹介するようです。この問題は児童生徒だけではなく、町当局におかれても近年関心度が高く、一般の方についても、当事者もさることながら支持をされている方もおられると考えます。そこで、本町の対応についてどのような対応がされているかを質問いたします。1点目に、本町においてLGBT（性的少数者）の児童生徒に対して、教育委員会の対応はどうなっておりますか。2点目に、混合名簿についての使用はどうなっておりますか。3点目に、児童生徒のLGBTについて、悩みの相談についてはどのような対応を取っておりますか。以上、御質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西岡議員の御質問にお答えをいたします。なお2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から、そのほかの御質問にお答えをいたしたいと思っております。まず1番目の犯罪被害者救済についてのお尋ねでございます。犯罪被害に遭われた方や御遺族に対しましては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づきまして、給付金をはじめとする各種支援が行われているところでございます。本町におきましても、令和2年3月に犯罪被害者等が受けた被害の軽減、及び早期回復を図ることを目的といたしまして、「長与町犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定しております。また、連携支援体制を推進しておるところでございます。また、間接的な支援といたしまして、長崎犯罪被害者支援センターの依頼によりまして、役場1階の十八親和銀行の窓口前に、犯罪被害者支

援のための募金箱を設置させていただいているところでございます。御質問の寄付型支援自動販売機につきましては、7月末現在で県内に67台設置をされておるところで、公共団体や民間事業者と長崎犯罪被害者支援センターが契約を結び、両者協議の中で決定された割合に基づき、自動販売機の売上手数料の一部が支援センターを通じて寄付されるものでございます。今後につきましては、設置の窓口であります長崎犯罪被害者支援センター等と協議を行い、役場庁舎内等への設置に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。私の方から以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から西岡議員の御質問にお答えいたします。2番目、性的少数者の理解についての1点目、LGBT（性的少数者）の児童生徒に対する教育委員会の対応についての御質問でございますが、学校では、文部科学省から通知されております平成22年「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」や平成27年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」及び教職員の理解を深めるための平成28年「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」などを通して、性同一性障害に係る児童生徒の心情などに配慮し、きめ細かな対応などができるよう努めております。また、性に関する指導は、特別活動をはじめとした学校教育活動全体を通じて指導しております。特に、性的マイノリティの人権に関しては、全ての町立学校が人権教育全体計画に位置付け、安心して学校生活を送ることができる環境の構築に努めております。次に2点目の、混合名簿の使用についての御質問でございますが、全ての町立小中学校に統合型校務支援システムが配備されたことによる各種名簿作成に係る業務削減に加え、性的マイノリティを含めた児童生徒の心情などに配慮することなどから、本年度から男女混合名簿を使用することといたしました。最後に、3点目の悩みの相談に対する対応についての御質問でございますが、様々なケースがありひとくくりにお答えすることは困難ですが、毎月の生活アンケートや生活記録、教育相談等で児童生徒自身から相談や訴えがあった場合は、担任や養護教諭、相談員、スクールカウンセラーなどが児童生徒の困り感などに寄り添いながら、細やかな配慮をした上で相談活動を行っております。また、保護者からの相談に関しましても、児童生徒への配慮やプライバシーの保護などに留意しながら、現状把握とその後の対応について協議を行っております。どのようなケースであれ、児童生徒や保護者の心情や不安感などに寄り添いながら、安心して学校生活を送れるように努めております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは、1番目の質問について、町長の御答弁では今後取り組むという御答弁をいただいたので、もうこれ以上深くは、あまり言いたくございません。一般質問に対しては様々な議員の考えがあると思いますけども、我々も一般質問で質問したことを、理事者側が実現に向けるための再質問と、私はそう捉えています。最初から満額回答と申しますか、それを答弁の中でお聞きしましたので、もうOKと思います。ただ1つ、県内で67台ということで、特定のメーカーなので、その特定のメーカーの部分でまず考えなければならないかなと思うんですけども。あと、庁舎内では取り組むって町長おっしゃられたので、ほかにも例えば体育館とかコミュニティセンターとかありますので、そういうのも含めてと取ってよろしいんですか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今、考えておるのが、役場本庁舎に4台自動販売機がございます。その内の既存の1台の売上げの一部をその用途として活用できないかということで、業者とも長崎犯罪被害者支援センターとも話を始めたところでございます。また、町内の公園、それからスポーツ施設等々に四十数台ございますけれども、そちらは売上げを、例えばスポーツ目的で使うとか福祉目的で使うとかいうことで、売上げの一部は既にそういったことに使われておりますので、そちらについては難しいかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。もう売上げの使用目的がそういうふうに限られておるのであれば、それを敢えてこれについていう考えは持っておりませんので。ただ、中間業者が設置しているのもあるんですね。それは除外して、要するにこれに振り向けられるような機種があれば、ほかの所でもお調べになってしていただければというふうに思います。知恵を働かせて是非お願いしたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

1番目の質問については、もう以上で終わります。

次に2番目の質問ですけども、教育委員会の対応についてきめ細やかな対応に努められるというお話をお聞きしましたが、年間に町内でこの手の御相談と申しますか、数的にはどれくらい把握されておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

確かな数というわけにはいきませんが、私の方まで報告が上がってきた分で年に1件ないし2件と認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

承知しました。統計では人口の8%程度はいるんじゃないかと出ていますけども、それは幅広い統計であって、思春期の子どもたちに対しての統計というのは、私が調べた範囲では出ていないと思います。ただ、今度その指導提要も変更になるということで、文科省の方でもかなりこの問題についてウエートを置いていると思うので、それに対する相談体制というか、あくまでもプライバシーが特定されないとか、そういうものに配慮した取り組みが必要になると思います。例えば、子どもたちが相談してきた場合に、どういう相談体制を取っておられますか。養護の先生からあるとか担任から上がってくるとかあると思うんですよね。そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、相談を受けた職員から教頭であったり管理職に話がありまして、そこから担当者、学年主任であったり様々な状況に応じた職員で会議をいたしまして対策を進めていくという形になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

内容によっては、父兄の方に御相談をこっちの方からしていくとかいう形も取られると思いますけども。問題の本質が非行とかたばことか、そういう形なら今までのセオリーにのっとって指導できるんですけども、非常に新しい相談の形ですから、本人が特定されないという形が一番だと思いますね。それに対しての相談体制を作っていくという形じゃないかなというふうに思います。長与中学校ですか、女子もズボンをはけるといふふうになったと思います。それも一連のこれを意識した形ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

女子生徒の制服に関しましては、昨年度から高田中学校、本年度より長与第二中学校、長与中学校は来年度から正式に選択ができるという形になっております。単純に、この性的マイノリティへの対応ということだけではなくて、暑さ寒さ対策ということも兼ねまして選択できる状況にしたというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

結果的には非常に良かったんじゃないかなと、私は思います。今後とも、そういうふ

うに一步先行く対応を取っていただければというふうに思います。次に、混合名簿については、今の教育長のお話では今年度から使用しているという御答弁をいただきましたが、以前の同僚議員の質問で、これ教育長の御答弁です。「私の方から安部議員の御質問にお答えします」と、これ議事録ですね。「2点目の小中学校における男女混合名簿の導入についての御質問でございますが、長与町立小中学校ではこれまでも男女別名簿を使用しております。学校で使用する名簿は確実に記録と読み取りができ、可能な限り誤記や読み取りミスが回避できる必要があります。そのため学校の校務を進めていく上でのシステム上の区別として、男女別名簿を使用しております。特に中学校から高等学校への進学に係る進路事務におきましては、男女別名簿を作成する必要があります。この事務については、選考の資料となるためミスが許されません。また、身体計測等においても男女別名簿を使用する必要もあります。多忙な学校において数種類の名簿の利用では、様々なミスを誘発する可能性もあります。したがって、システム上の区別として男女別名簿を今後も使用する予定であります」という御答弁があるんです。先程、本年度から使用しているということでございます。一応、議会でこういう御発言をなさって、今年度から使用しているというその経緯。それと議会で発言をしておりますので、これは議会側というか、私どもの方に、議会に御報告等もあっていいのではないかと思います。逆に言えば、公的に発言したのを簡単に変えると、それはもちろん便宜上こっちが便利だと、それを拒むものではございません。ただ、議会においてこういう御発言をした上で今年度から使用していると。少なくとも私はそれを知りませんでした。この点についてはどういうふうなお考えでございましょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず経緯について、私の方から御説明いたします。令和2年12月議会において、今、議員御指摘のような答弁がなされたということは認識しております。それに伴い変更した経緯としましては、昨年度から長崎県高等学校入学者選抜におきまして男女別志願者名簿が撤廃されております。それが実際必要ないということが、昨年度末に確認されたということが1つ。それと教育長答弁にもございましたように、統合型校務支援システムの活用によりまして、男女別であったり、男女混合であったり、必要な様式で名簿が打ち出せるということになりましたので、人的なミスが極力削減できたというところから、今お話となっております性的マイノリティを含めた児童生徒の心情等も配慮しまして、本年度より男女混合名簿を使用するというに至っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

経緯は理解できました。ならば、それならそれで一言、令和2年12月の時点ではこ

ういう御発言をされているので、質疑をした議員、また我々に対しても説明をするべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

急に変更したことに対しましては申し訳ございません。ただ、県からの要望でもありますし、男女混合名簿をなるべく使って欲しいという県の考えもありますし、そういう通知あたりも来ましたので、急ではありましたが委員会でこのように決めさせていただきました。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

何度も言うように経緯はよく分かりました。県の方からもそういう指導があったということは分かりますので、一応こういう御発言をされているので、今ちゃんと令和2年12月議会だと理事もおっしゃったんで。ならば議会にもこういうふうな経緯で使うようになったと、一言言うべきではないかと思ったものですから。言う人に言わせたら「議会軽視」って取られかねない内容と思いましたので、今、敢えて言わせていただきました。今後、そういうことがあったら遠慮なく、どんどん伝えていっていただきたいというふうに思います。それから、3点目のLGBTについての今後のことについて、子どもたちの差別を起させないための教育はどのようにお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先程教育長答弁にもございましたように、人権に関しましては教育活動全体を通して行うこととなっておりますので、特別活動あるいは教科の授業等含めて、あらゆる場面で、あらゆる機会を見つけて指導を行っていくという形を取っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。大体今の質問の中で、ほぼ新しい指導提要についての理解はいたしましたので、本当は理事者側の方にもお尋ねしたいんですけども、ここでは書いてございませんので今回はやめておきます。また、国の指針もまだよく出ていないみたいですね。パートナーシップ宣言というのは、長崎市はされているみたいですけど、いろんな問題があります。例えば、パートナーが病院に入院したときに付き添えないとか性別をどちらにするのかとか、様々な実務的な問題がございますので、もう少し国の方で整理がされてある程度の方向性が示されたときに、また改めて理事者の方々に御質問したいと思

います。今回の質問はこれで終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時13分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これより一般質問を行います。

通告順8、河野龍二議員の①高齢者の補聴器購入補助制度の創設について、②コロナ不況、物価高騰による町民生活を守る支援策についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは、早速質問させていただきます。まず初めに、高齢者の補聴器購入補助制度の創設について質問いたします。高齢者の難聴は、年齢を増すたびに誰でも起こり得る身体的な機能低下と言われていています。全国的にも難聴と診断された方は65歳以上で1,500万人とも言われ、70歳以上では男性で25%が、女性では10%が日常生活に支障を来す症状となっていることが報告されています。加齢性難聴は日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなると指摘されています。厚生労働省も難聴が認知症の危険因子の一つとして挙げています。2017年に開かれた認知症予防の国際会議「国際アルツハイマー病協会国際会議」では、認知症の修正可能な9つのリスクの要因の1つに難聴が挙げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下に繋がり、うつ病や認知症に繋がることも指摘されています。加齢性難聴の症状が起きても、早期に補聴器を使えば適切な聞こえが維持でき、家族や友人との会話で脳が活性化し、認知症予防や健康寿命を延ばし、介護などの医療費の抑制にも繋がるのではないかとされています。しかし、補聴器は非常に高額で保険適用にならないため、購入を控える高齢者も少なからずいるのではないのでしょうか。こうした状況を踏まえ、全国的にも高齢者の補聴器購入補助制度が行われております。本町でも導入の考えはありませんか。

2つ目に、コロナ不況、物価高騰による町民生活を守る支援策について質問いたします。コロナウイルス感染症がさらに拡大し、制限はなくても日常生活に影響を与えています。また物価高騰も収まらず、多くの事業所にも多大な影響を与えています。この間プレミアム付き商品券などの発行で消費購買を活性化し、地元商店の支援を取り組んでいますが、それだけでは、今回の経済低迷には支援策としては不十分だと思います。年金生活者は物価高騰の中、「年金額が減少し食料費を切り詰めないと生活できない」との声や、ある自営業者は「コロナウイルスに感染し仕事を休んだが、休んだ分の売り上げが減少している」などの声もあります。町民生活を守るために新たな支援策の考えは

ありませんか。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、河野議員の御質問にお答えをいたします。1番目の高齢者の補聴器購入補助制度の創設についてということでございます。難聴は、周りとの会話やコミュニケーションの機会が減少するなどの影響が考えられるところでございます。また最近では孤立やひきこもりによる、うつや認知症へ繋がることも懸念をされておるところでございます。さらに、補聴器の価格も高額であり、家計への負担となることも考えられるところであります。町といたしましては、高齢者が健康で長生きしていただくための環境づくりを行うことは、大変重要なことだと考えております。今後、国の施策等の動向や他市町村の補助制度の情報収集をさせていただきながら、現時点での対象者数の把握や将来的な予測と中長期的な財源の確保など、様々な側面から研究を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして2点目のコロナ不況、物価高騰による町民生活を守る支援策についてのお尋ねでございます。県内の経済は緩やかに持ち直しているとされるものの、原材料価格の上昇や新型コロナウイルスの感染拡大などにより先行きは予断を許さない状況で、今後も注視していく必要があると考えております。こうした中、本町では各産業分野における影響を見極めながら、順次支援策を講じているところでございます。現在発行しておりますプレミアム付き商品券は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、落ち込んだ事業者の売り上げを早期に回復させるほか、物価高騰の影響による個人の生活支援や所得補填の目的もでございます。最大で5億円を超える消費喚起に繋がり、経済波及効果も期待できることから、事業者への支援に一定の効果があるものと考えております。また地域経済活性化の促進、事業者の経営改善を目的といたしまして、町内業者に発注する店舗リフォームへの助成も行っております。今年度は補助率のかき上げを行うほか、新型コロナウイルス感染症予防のための備品を含めた設置工事も対象としておるところでございます。燃料光熱費高騰対策として省エネ設備の導入などにも活用できることから、再度、広報紙等での周知を図ってまいりたいと思っております。加えて、飲食店の消費拡大キャンペーンについても事業の構築を行っておりまして、町内飲食店を利用することで、抽選により共通商品券をプレゼントするなど、飲食店のみならず他業種への波及効果も念頭に、検討をしているところでございます。また、このほか農業の分野につきましては、肥料高騰への対策経費を補正予算に計上し、本議会に議案上程をしておるところでございます。今後とも、経済状況や国、県の支援策などを踏まえながら、各産業への必要な支援策につきまして、継続して検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。生活支援策としましては、国や町の様々な支援策が実施されてきたところでございます。しかしながら、制度を知らずに支援に繋がっていない方が一定数

いるのではないかとの懸念も持っております。例えば現在行っております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年12月11日以降に転入された方がいる世帯につきましては、自分で申請書を提出していただく必要がございます。本町としましては広報紙等の掲載だけでなく、給付の対象となる可能性がある世帯について個別に周知を行うなど、一人も取り残すことがないように努めているところでございます。今後も、必要な方が支援を受けることができるよう、さらなる周知を行ってまいります。また新たな支援策につきましても、国や県及び近隣市町の動向に注視しながら、柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まずは、高齢者の補聴器購入補助制度の創設についてですが、答弁では私が通告した中身の難聴が、うつとか認知症の要因にもなり得るということも十分理解しての答弁をいただきました。今後の国の施策、他の自治体の状況とかまた対象者とか、将来的な課題も含めてそういう中で研究していきたいという答弁をいただきました。一定、状況としては、できる環境があればやっていきたいという答弁だというふうに考えたいと思います。この間、いろんな質問をする中で「研究していきたい」というふうな答弁をいただきながら、なかなか実現に至ってない部分もありますので、さらにもう一步、あと一步、実現に向けての研究をしていただきたいということも含めまして、この難聴に対しての調査を披露させていただいて、議論を深めていきたいと思います。通告にもありましたように70歳以上の約半数近くが、これは別の資料なんですけども難聴になると言われているそうです。日本は超高齢化社会ですので、約1,000万人が、国民の10分の1が加齢性難聴だというふうな情報もあります。ただ、耳がなかなか聞こえづらいというのは、はた目には非常に分かりづらいついていう。身体的には全然影響もないですし、生活的には不自由は無いと思うんですけども、耳が聞こえないというだけで人と会うのがおっくうになって引きこもってしまう場合、先程答弁をいただきましたそういう中身があるということ、見過ごされがちになっているということなんですよね。私も経験があったり、皆さんも経験が多分あると思うんですけども、お盆やお正月に親戚が集まって祖父や祖母と一緒に団らんの中に入っている状況で、なかなか会話がされない、黙って話を聞いているという状況があったりして。話の中に入っているのかなと思うと全然その会話が聞こえてなくて。祖父が違う話をするとう「もうおじいちゃんその話は違うとよ、今こういう話なんだよ」というふうな形で、その会話の中から本当に疎外されている。家族のそういう団らんの中からも耳が聞こえづらくて、そういう会話に入っていけない。その場にいるのがだんだんつらくなると言いますか、そういう形でコミュニケーションを取らなくなってしまうと。で、私違う会議でもよくあったんですけども、そこでも同じような状況ですね。会議に

参加していると、その人も一緒に座って参加していると思っただけでも全く発言が無くて、よくよく考えると全くその会議の中身が聞こえてなかったということで。そうなってくると次から会議にはなかなか出てこれなくなるといいますか、そういう状況が生まれてくるということで、非常に難聴というのは、コミュニケーションや社会から孤立してしまうと言われていたということです。先程の国際アルツハイマー病協会国際会議の中でこれが先だったのか、医学書のランクというところにも同じような中身の論文が載っている状況なんですよ。先程も言いました9つの認知症発症のリスクのうち難聴が挙げられているということで、難聴だから認知症になるというわけじゃなくて、難聴による社会的な孤立が認知機能の低下に繋がり、だんだん聞こえづらくなって、そういうのに参加しなくなって認知症になるということで。まさに、そういうふうな人たちが補聴器を使うことで社会生活にも参加できるという形で。通告にもありましたように難聴を補聴器で防げれば、介護予防や医療費の削減にも繋がるのではないかとこのように言われております。でありますけれども、町長答弁にもありましたように、補聴器が高額で誰もが付けることがなかなかできないということで、諸外国では手厚い公的補助だったりあるらしいんですよ。日本では国の施策は残念ながら無いということで、各自治体が独自の支援策を行っていて、長崎県でも五島市が今回補聴器の購入費用の助成をするということで、進めようとしているところです。いろいろ御披露させていただきましたけれども、答弁の中にもありましたけれども対象者がどれくらいだとか将来的なところだとか、財源の問題だとかということとそういう課題があるということですが、こうした課題を是非乗り越えていただきたいというふうに思うわけですよ。そういう意味では、今、考えられているところで、こうした課題をどのように乗り越えていこうと考えているのか。御答弁いただけるのかどうか分からないですけど、対象者が多ければなかなか難しいだとか、そういう部分もあるのかもしれないけれども、どういう状況になれば実現可能になると考えているのか、その辺のお答えがいただければ、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃられますとおり、難聴の方につきましてはコミュニケーションが取れなくなるが故に認知症になったり、うつになったりというようなことが言われているところがございます。これに対して町として財源を確保して、こちらの補助金の検討をというような御質問でございますが、町長の答弁にもありましたように、他市町村の補助制度、いろいろと私もネットで調べさせていただきましたところ、補聴器の助成を実施している自治体を見ますと、年齢条件だけを見ましても20歳以上だったり65歳以上だったりいろいろございます。長与町としてどのように条件付けをするか、補助金の制度の構築をどのようにするかというのも一つのハードルだと思っております。ま

た、議員がおっしゃいましたとおり対象者数の把握でございます。一般社団法人日本補聴器工業会の方で出しております難聴者率等を長与町の人口70歳以上で計算いたしましたら、難聴だろうと思われる方が一応941名程度かなと、率で掛けただけでございますけどもなっております。そうすると、こちら1回きりというような補助というわけにはいきません。こちらの財源を中長期的に確保するためには、どのようにした方がいいのか。国の制度があるのか、または県にお願いして県内で統一を図っていただくのかとか、いろいろなハードルがあると思います。やれるか、やれないかも含めまして、今後、少しお時間をいただいて研究をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうですね、最初の答弁では研究していきたいというふうな話で、今いただいた答弁では県の補助も含めてそういうのがあればというふうな形で、やっぱり全国の自治体の状況を見ると、今、国や県の補助がないんで独自でやっている状況で、多分待っていたらできないと思うんですよね。全国的にも相当国もお金を出さないといけないですし、やっぱり先程の難聴者が社会生活から疎外されないためにも必要な制度だと思いますんで、是非、その辺を独自でやっていただきたいというふうに思いますんで、改めてお伺いしますけども、先程、課長の説明では70歳以上で難聴と思われる方が941人というふうに言われました。私もとうけいながよから数字を拾ってみて、全国的な助成制度の条件が65歳以上、比較的多いのが70歳以上というところで、65歳以上は令和3年度のとうけいながよからすると1万1,134人いるということで、70歳以上が8,327人いらっしゃるんですよ。私が通告でしました男性で25%が難聴ではないかと、女性10%が難聴で支障を来す症状と言われているんじゃないかということで、この数字を出してみても、男性が8,327人のうち3,537人、女性が4,090人で、男性の25%、女性の10%を足すと、男性が25%で884人、女性が479人、10%で。そうすると1,363人になるんですよ。課長が出した数字とちょっと差が開きますけども、私が独自に出した数字として御理解していただきたいというふうに思います。で、この補聴器制度でその条件が住民税が非課税だというふうに、一定収入がある人は御自分で購入してくださいと。住民税が非課税の方を対象にするということで、所得制限なしの補聴器補助をしている所もあるんですけども、財源の問題を言われると条件のラインを引くべきではないかなというふうに思いますんで、住民税の非課税世帯が、全国平均が23.3%らしいんですよ。先程の対象者1,363人の住民税非課税が23.3%になると317人なんです。約300人とする。で、補助の対象額が、これも各自治体ばらばらなんですけども、2万円から約3万5,000円ぐらいですね。多い所で6万円とかやりますけども、2万円から3万円ぐらいだとすると、300人に対して2万円だとすると600万円、3万円だとすると900万円なんですよ。これは、私が

個人的に考える中で70歳以上の全人口ですよね。導入当時はそこが対象になるんですけども、毎年していく分については当然数が減ってくると思うんですよね。去年購入補助を受けた人は、2回目、3回目というのが多少どうなのかというところはありますけども、まずは1回目として70歳以上から100歳を超えた人でもこの対象になっている数字がここに出てきてますんで、最初の導入は少しお金が掛かるかもしれませんが、その後は対象者がぐんと減ると。減るかどうかはやってみないと分からないところですけども、私としては、一定導入すると最初欲しいという人がそこで補助を受けて、2年目以降は難聴になった方がそういうふうに補助を受けるという形になっていくと思うんで、全体的な数というのは減っていくと思うんですよね。そうすると、例えば100人程度の補助金の枠を持つとなると、年間2万円で200万円、3万円で300万円ぐらい。この数字、最初600万円、900万円ってなると本当に1,000万円近くもどうなのかなと思うんですけども、導入当時はそうかもしれませんが、年を追うごとに、だんだんそこが解消されていくんじゃないかなと。先程申しましたように、これが医療費や介護予防費の削減に繋がれば、よく言う、効果があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういう数字を考えていくと私はできない数字ではないんじゃないかなと思うんですけども。勝手な推計で申し訳ないんですけども、どんなですかね。そういうふうに簡単に数字を表せないというふうな部分もあるのかもしれませんが、数字を追っていくとできないことはないかなというふうに思うんですが。再度、財源的な問題からも考えてできない数字ではないと思いますんで、御答弁いただければというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

詳細な計算ありがとうございました。私の方でも一応計算等させていただいて、五島市の上限が3万7,000円ということでホームページに載っておりましたんで計算させていただきまして、議員と同じような形でできないかということで考えてはおります。ただ、長与町の施策といたしまして、これを振興実施計画に載せてどのような段階で実施ができるか、もしくはできないかというところ。まだ何も相談もさせていただいてませんので、そういうところも含めまして先程答弁いたしましたように、一度補助をしましたら、できるだけ長く続けたいというふうに思うところがございますので、中長期的な財源の確保、先程議員がおっしゃいましたとおり、最初はたくさん掛かるけどそのあとは減るんじゃないかっていうことではございますが、補聴器が5年ぐらいから大体破損をして、またそこを更新ということになりますと、そちらを一度きりというふうにするものなのかどうかとか、いろいろ補助の内容を構築していかないといけないところでございます。全く可能性が無いというような答えではなくて、そちらの方も含めまして関係所管と併せて検討させていただければと。ほかのいろいろな事業とかもございませ

ので、擦り合わせを行わせていただければなというふうなところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

確かに破損して2度目の購入ってなるとまた同じように受けられるのか。受けられればベストだと思うんですが、そうなってくると財源が潤沢でないといけない部分があると思うんですが、それも制度を作る中でどう考えるかですよね。1回目は一定額だったとしても、2回目以降は「半額ですよ」とか「3分の1ですよ」とかっていうふうな考えでも全然大丈夫だと。全然大丈夫と言ったらおかしいですけども、少しでも補助があれば、そういう難聴を防げるということで。何よりも社会生活にどんどん疎外されてしまう、で、認知症になってしまう、うつ病になってしまうというのを防ぐためにも、これで防げるなら、年を取っても長与に本当住んで良かったというふうな形になると思うんで、そこは是非そういう立場で考えていただきたいと思います。今回こうした質問を取り上げたのも、前回、敬老祝金が削減されたりしました。いろんなお話も聞く中で、難聴も一定限られた人かもしれないけども、本当に高齢者を大切にするという考えから、敬老祝金は削ったけどもこういうところでお金を使いますよというふうになると、長与町に住む一定のお年寄りも喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思いますんで、全く展望が無いというわけではないということなんで、東京辺りはかなりの区が行われているみたいですけども、是非、長与町が率先してやることで、ほかの自治体に波及するというふうな形の姿勢をとってもいいんじゃないかなと思いますんで、そういうふうな立場で、実現に向けて努力していただきたいと思います。これ以上言っても多分同じ答弁だと思いますんで、次の質問に入りたいと思います。

次はコロナ不況の問題ですね。まず事業所のところから質問させていただきたいと思います。事業所の声というのをちょっと。この間の物価高騰、原油高で固定費も仕入れも高騰して「直接支援が必要ではないか」というふうな声だとか、あと町内でもいらっしやったんですけどネットワーク機器の仕事をされている方なんですけど、半導体がロシアのウクライナ侵攻後どんどん不足していったということで。当初はそんな長くない間にまた復活するんじゃないかと、半導体の数も十分入ってくるんじゃないかというふうに言われていたんですけども。それが今年になって4月ぐらいには、まだ大丈夫だろうというふうな話を聞いて、その後聞いたら8月には大丈夫だと聞いたと。またその後聞いたら、もうちょっとめどが立たないということで、本当に事業がストップしているというふうな状況らしいですよ。そういう物価高騰もある中で、全国の自治体ではこの物価高騰に併せて、事業所に対して一定額の給付をしているというふうな中身があるんですよ、原油価格高騰対策支援金で5万円だとか10万円だとか。固定費がどんどん上がる、売り上げはなかなか上がらないという状況で、先程町長の答弁では県内の経済動向は持ち直しているとありましたけども、それは数値だけ見ればそういうふうな状況なの

かもしれませんけども、御存じのように長崎の老舗かまぼこ屋が倒産したり、お茶屋が倒産したりとか、これ持ち直している状況ではないんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういう中で、自営業者も必死になって頑張っているんですけども。具体的にちょっと言いますと、龍ヶ崎市では個人事業者に原油高騰だとかのために個人事業者で5万円、法人事業主に10万円。同じように美瑛町でも同じように、そういう事業者に対して直接補助をしている。飯能市、埼玉ですね、ここでも同じようにしていると。今のところプレミアム付き商品券で落ち込んだ景気を回復できるという形で、消費が起きて初めてそういうふうになるという形で。ただ、この消費が起こるところは、なかなかプレミアム付き商品券になると、中身を見ますといろんな事業所、建設業に対しても使える状況がありますけれども、非常に限定される。いわゆる小売店、飲食店が中心となってしまうんじゃないかなというふうに思いますんで、建設業だとかそういう製造業に対しての直接的な支援という考えは無いものなのか。答弁の最後には、新たな支援策は随時考えていくとありましたんで、こういう支援策を考えることができないものなのか、直接支援ですね。現金での直接支援を今のところ考えていないものなのか、そこを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

事業者に対する直接支援ですね。御案内のとおり、これまでも令和2年度から事業継続支援金など、令和2年度には約9,000万円、令和3年度が2億4,000万円という形で、今年度も事業継続支援金第6弾ということで実施をしております。一定、これが事業継続の後押しにもなっているものというふうに考えております。これがコロナの感染拡大ということで、それによる人流抑制などの影響に対して緊急支援という側面があったかと思えます。物価高騰につきましては、事業者によってはやむなくかもしれませんけど価格転嫁をするケースもあったり、物価高騰でどの程度の影響が出ているのか。その範囲であったり、あと事業分野、議員がおっしゃるように、どういった分野に影響が出ているのかといった状況の把握がまず必要だと考えております。その上で支援が必要となった場合に、直接給付という形が良いのか、あるいはそのほかの形が良いのか。全国の状況も今、幾つかお示しいただきまして、私どもも幾つか直接支援ですね、分野であったり、売り上げに応じてであったり、そういったことも研究をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

現在そうした状況、情報を確認してどうなのかというところなんですけども、いろんな声がある中で「直接自治体に支援して欲しい」という声も実際あるんですよ。ただ、

自営業者が直接個人で乗り込んで役場に「何とかして欲しい」と言うかっていうと、なかなかそうはならないと思うんですね。以前も商工会だとかにいろんな話をして、どういう支援策が良いかという話もしたいというふうに言われたと思うんですけども。そういう情報が頻繁に入ってくるものなのか、働きかけないとなかなか返ってこないものなのか、それとも働きかけなくてもそういう団体から声が上がってきているものなのか。今の状況はどのような感じだと考えていらっしゃいますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

事業者のそういった声というのは、まずもって商工会を通じて情報を取るよう努力しているところです。先月の中旬ぐらいだったかに商工会の方に「そういった声が上がっていませんか」ということをお尋ねしたところ「今のところございません」ということでした。引き続きそういった情報は、収集してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

影響が無いという事業主もいらっしゃるのかもしれないですよ。ただ、私としては「こういうことをしたらどうですか」「こういう形の支援策はどうですか」って逆にこちら側から働きかけて、「何が必要ですか」って言われるより、例えば先程から言いますように「直接支援をどうですか」というふうな。「困っていない」と言われるとなかなかそれは難しいですけどね。商工会が今のところ困ってないというふうな話なんですけど、私の聞く範囲では先程の半導体の分野の問題も従業員が一定いらっしゃるんですけども、仕事を減らして休んでもらったりという状況があるんですよ、実際。だから、そういうところがなかなか伝わっていかないということで、是非この機会にそういう実態があるんだということで。最初の答弁では、いろいろ考えていきたいというふうな形も言われてましたんで、是非、もう少しいろんな情報を仕入れて、本当に困っている業者には直接支援ができるようなところをお願いしたい。これは当然必要な施策だと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。あと、プレミアム付き商品券で最大5億円の消費購買効果があるということでも言われていました。併せて店舗リフォーム助成制度も上限をちょっと上げてと言いますか、制度の中身を充実して取り組んでいるということで、一定事業者等に対しても支援ができるんじゃないかというふうな話があったんですけども。今、店舗リフォーム助成制度はやられていますよね。もう10年ぐらい前になるのかリフォーム助成制度をされて。このときの経済効果が1.4倍であったというふうに記憶しております。で、その住宅リフォーム助成制度は、この店舗リフォーム助成制度もそうかもしれませんが、店舗は限られて営業を再開するだとか店舗

の増改築でそういうふうになるんですけど、住宅リフォーム助成制度は町民全体の住まわれている方に対しての補助金で、地元業者がそれをする事で地元業者も仕事の受注機会が増えるということで、非常に経済効果があったということで、終わったあとも何度も私たちは「そのリフォーム助成制度を再度復活させてくれんか」という質問をしてきたんですけども、答弁のたびに「十分検討していきたい」というふうな答弁をいただいて、これ残念ながらまだ住宅リフォーム助成制度としては復活してないんですけども、この経済効果が1.4倍あったというのはやっぱり見逃せない事実だと思うんですけども、これを復活する考えが改めてないのか、いかがお考えか。本当は通告書に書いとけばよかったですけども、全般的に支援策としての考えは。これ日名子総務部長が建設産業部長のときから何度も提案させていただいていたんですけども、その後「検討、研究する」で終わっておりますので、改めて助成制度の導入の考えがないか伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かに議員申されますとおり、この住宅リフォーム助成につきましては、地域経済の活性化や居住環境の向上ということを目的といたしまして、平成24年、25年、それから27年ですかね、実際助成を行っております、現在はこの部分が店舗リフォームということで助成を行っている状況でございます。確かに議員が申されますとおり、現在のコロナ不況であったり物価高騰、そういった中でこの助成につきましては一般住民もそれから地元の事業者、満遍なく使える助成金で、波及効果も大きいということで、当然家計への手助けにもなるということで、町民全体が潤う制度であると承知をしているところでございまして、以前にも御質問いただきまして「検討する」ということで対応しておりますけれども、同じような答弁になってしまうんですけども、現在の状況、あるいは県とか他の市町の状況等も勘案しながら今後も継続して検討してまいりたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

できないという答弁ではないので、少し期待したいというふうに思います。経済効果が1.4倍もあるというわけですから、これは事業所にとっても、住民にとっても非常に支援策になるのではないかなと思います。他の市町もやっている所はまだたくさん残っていますし、以前町長から、これ短期的に経済効果を生み出すためにというふうに言われたと思うんですよ。で、やっぱりやるなら今の時期かな、ちょっと経済が落ち込んでいる状況ですね、全体的に落ち込んでいる状況の中では、また経済効果を促すためにも。これが良いのは地元業者が受けて、またプレミアム付き商品券と一緒にですけども

地元業者が、受注が増えて、売り上げが伸びて、税として地元にもた戻ってくるというふうな、従業員の給料にも反映されるという意味で非常に効果があると思いますんで、別の効果もあると思いますんで、是非検討していただきたいと思います。あと、答弁の中でいただいた住民税非課税の給付金ですね。これ12月11日以降の説明がされましたけど、これはどういう中身なんですか。今、行っている住民税非課税が12月11日以降に転入されるというところで、どういうふうな中身なのか、改めて伺いたい。中身をちょっと教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が令和3年度から始まりまして、その基準となる日付が12月10日時点で、令和3年度の住民税が非課税、また家計急変の世帯につきまして、10万円支給を行いますというようなものがまずありました。その後今年に入り、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で、令和3年度の非課税世帯給付金の中で家計急変とならされている世帯につきまして、本来であれば申請をすることにより受給できたが、令和4年度は非課税ではないと自分で思われて申請をされていない方がいらっしゃるということで、令和4年度の非課税世帯につきましてもプッシュ型で給付金を給付するというふうに、内容が変更になっております。この分につきまして、令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、今しているところでございますが、1月1日以降に長与町に転入された方につきましては、非課税なのか、課税なのかというのは当町では分かりません。本来であれば、本人で申請をしてくださいというのが国からの通知なんですけれども、町の独自の施策といたしまして、1月1日にいらっしゃった自治体と協力をいたしまして、その方が課税なのか、非課税なのか確認を取ります。その後、非課税世帯に対して、「対象ではありませんか」というような申請書、あとは制度のチラシを入れまして、再度申請してくださいという周知喚起を今行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、そういう給付を受けられる方が制度を知らなくて受けられなかったとか、そういうことがないように、十分把握されて対応していただきたいというふうに思います。併せてなんですけども、一昨日ですか、岸田総理も改めて非課税世帯への5万円の給付の方向性を言われていました。で、非課税世帯にはこの間、先程説明がありましたように、給付が途切れなくと言ったらおかしいですけども、何とか支援をしようというふうにされているんですけど。これも他の自治体の参考例で大変申し訳ないんですが、先程ちょっと説明した飯能市と美瑛町ですね。非課税世帯に限らず、住民税が均等割のみ課

税されている世帯にも支援をしているという状況なんですよ。確かに非課税世帯、この間ずっとあるんで今回も5万円の給付の方向性が出されてますんで。その給付がされることで一定生活が維持されるという場合もあると思うんですけども、非課税世帯、ぎりぎりのところの世帯もやっぱり大変な状況だと思うんですね、この物価高騰で。そういう所にほかの自治体と同じように、均等割のみが課税世帯に対しての給付支援と言いますかね、そういうことも是非考えていただきたいというふうに思いますんで。これ今言って、なかなか答弁もらえないかもしれませんので、そういうことができないか、改めて今後行われる国の施策の中で、そこまで含めて検討できないか提案させていただきます。あとですね、もろもろ答弁いただきました飲食店のキャンペーンですかね。あと農家の肥料対策等々が今回上程されたということで、この辺については予算の中でも審査をしたいと思いますんで、省かせていただきたいと思います。何よりも、景気が非常に落ち込んでいる。持ち直しているという話もありましたけども、私は今の状態を見ると何とか皆さん必死で頑張っって営業活動を続けたり、年金生活の中で暮らしを何とか維持しているという状況だと思うんですよ。たくさんいろんな話をさせていただきました、これもしたらどうか、あれもしたらどうかとですね。それは全部できないとは思いますが。ただ、こういうことができるだとか、是非いろんな知恵を出して、今大変な状況を住民と一緒に乗り越えていこうという、是非そういう姿勢で頑張っっていただきたいというふうに思いますんで。様々検討していただくということですから、早急な対応をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時06分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、西田健議員の①ハザードマップの有効活用について、②公園の維持管理についての質問を同時に許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

早速ですが質問に入らせていただきます。①ハザードマップの有効活用について。近年、過去には起こらなかったような大きな災害があり得る時代となってきています。本町においても40年前の長崎大水害で、1時間最大雨量でわが国観測史上第1位の驚異的降水量を記録し、町内全域で甚大な被害が発生しました。これまでの自然災害の教訓を忘れることなく、常に身近に起こり得る災害と考え準備しておく必要があると考えます。一人一人が常に安全意識を持ち、自身でできる限りの対策法と知識を付けておくだけでも、安全の確率は上がると考えます。そこでハザードマップの有効活用について、

以下の質問を行います。（１）ハザードマップの更新頻度は、どれくらいと考えておられるか。（２）現在のハザードマップは、危険区域等が最新となっているのか。（３）ハザードマップの活用法について、町民への講座等の考えはないか。

②公園の維持管理について。現在、本町には都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園）70か所と、その他の公園が30か所あると聞いております。公園の利用対象者は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層であります。人体への影響に配慮し除草剤の使用は自粛しており、安全で人に優しい公園を提供し続けるためにも、公園の土壌環境の保全を維持する必要があります。除草作業については年2回実施されていますが、雑草は年間を通して季節に関係なく次から次へと生えるため、公園の数が多い現状、対応し切れていないと感じています。町としても除草作業を委託業者へ丸投げするのではなく、定期的に現地を確認し、その上で除草作業の軽減や公園利用に役立てられる方策を検討すべきと考えます。そこで以下について質問いたします。（１）公園への作業車の乗り入れ可否の規定はあるのでしょうか。また、乗り入れできない公園はどのくらいあるのでしょうか。具体的な例として、南陽台のなかよし公園、ひまわり公園、吉無田郷の帯田平公園。（２）公園入口に設置してあるU型バリカーが、公園によって固定式と取り外し式の異なるものが設置されていますが、理由をお伺いします。例として、斉藤のたるつ公園、南陽台のなかよし公園、ひまわり公園。（３）公園入口に固定式フェンスが設置してありますが、開閉式に変更はできないのでしょうか。例として、三彩の水取西公園。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西田議員の大きな質問、ハザードマップの有効活用についてということで、更新頻度についてのお尋ねでございます。現在のハザードマップにつきましては、令和3年3月に作成し全世帯配布を行ったものでございまして、土砂災害警戒区域、長与川洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、指定避難所・指定緊急避難場所、福祉避難所などの情報が掲載されているところでございます。更新の時期でございます。特段の定めはございませんが、県が指定している土砂災害警戒区域等の変更があった場合に、随時更新をするということでございます。2点目の、現在のハザードマップは危険区域等が最新のものなのかという御質問でございます。ハザードマップの危険区域等の変更につきましては、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律などに基づく、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が変更された場合に行うものとなっております。しかしながら令和3年より現在に至るまで、県指定の区域が変更をされておられません。それで現在のマップについては、最新のものということでございます。続きまして3点目でございます。ハザードマップの活用法について、町民への講座などの考えはないかという御質問でございます。ハザ

ードマップの活用につきましては、これまで自治会等が主催する防災訓練や小中高校の総合学習など、様々な機会を通じて行ってまいりました。昨年度につきましても子ども体験講座をはじめ年間で18回、町職員による防災講話や地震体験などを行い、その中でハザードマップを活用した講話や図上訓練を実施し、町民の防災に対する理解を深めてきたところでございます。今後につきましても様々な機会を捉えて、幅広い周知に努めるとともに、防災意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2番目の公園の維持管理でございます。1点目の御質問が公園への作業車の乗り入れについてでございます。長与町都市公園条例第4条第7号の規定によりまして、指定された場所以外の場所へ許可なく車を乗り入れることは禁止をされていますが、この規定は作業車の乗り入れを禁止するものではありません。また、乗り入れができない、または乗り入れが困難な公園は議員が例で挙げられた公園を含め、複数存在していると承知しております。続きまして2点目の、公園入口に設置してあるU型バリカーの形式の違いについてのお尋ねでございます。U型バリカーの形式の違いにつきましては、国等で設置の基準が設けられていません。そのため公園を新設する時点ごとに判断をした結果が現在の状況でございます。3点目の公園入口の固定式フェンスについてのお尋ねでございます。三彩の氷取西公園の固定式フェンスにつきましては、昨年度、車両の乗り入れが容易になるようフェンス位置を移動しております。作業の高効率化は、作業時間の短縮などのメリットにより、適正な公園の維持管理に寄与するものと考えられるため、地元自治会や委託業者の声に耳を傾けながら、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

それでは再質問をさせていただきます。防災関係につきましては、もう何回も同じように質問をしております。ただ防災対策については、終わりはないと考えております。今からも定期的にいろいろ質問をさせていただきたいと思っております。ちなみに今回の台風11号ですけれども、避難者数がもし分かれば教えてほしいということと、あと2年前でしたかね、避難所を開設したのは。そのときとの比較というか、人数的に分かれば教えていただきたいと思います。分かる範囲でいいです。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回の台風11号につきましては、最終的に6か所の避難所を開設いたしまして最大で82名、50世帯が避難をされました。また令和2年の台風10号の際には、966名が避難をされておりました。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

2年前は966名だったんですね、分かりました。今回もかなり多いんじゃないかと思ったんですけども、一応私も5日の夕方ちょっと武道館に行ってまいりました。そしたらそのときは7世帯で、テントの中におられて、職員も2名女性がおられて、午後10時には男性職員と交代しますということで、「御苦労さまです」と言っておりましたので、本当ありがとうございます。今回は、結構メディアの中でずっと災害の情報を流して、町民も意識的にはかなり高くなっているんじゃないかと私は思っているんですけども。今回ハザードマップをメインに質問をさせていただいたんですけども、ハザードマップについては更新頻度は特に無いということで、県が指定する警戒区域等に変更があった場合に随時変更すると。今現在のが最新版という回答でした。1点確認したいんですけども、そういう警戒区域の情報というのは、町が判断して県に申し入れをして、変えるんじゃないかというふうに勝手な判断をしているんですけども、この辺はどういうことになっているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

例えば土砂災害警戒区域の変更につきましては、土砂災害防止法に基づき長崎県が基礎調査を実施し、土砂災害の恐れがある区域を県知事が指定をしております。そういった状況ですので、町で独自に設定というのはしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。私としてはハザードマップは常に最新版をとということで、町民の皆さんに提供するというをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから町民への講座等を、私あまりしていないのかなと思ったら、結構しているということで思ったんですけども。町民の皆さんに防災関係の意識を高めるためにも、こういう講習会はしていただければと思っているんですけども。テレビで元職員が40年前の降水量の体験談をインタビューされていたというのがあったんですね。こういう方も子どもたちへの語り部となって、よりインパクトのある講座にいただければと思います。近年、頻発する自然災害ですけども、想定外の強い風だったり、短時間に信じられない量の雨が降るなど、日本中に大変な被害をもたらしているということで、これからも行政のしっかりとした準備はもちろんですけども、町民の皆さんの災害に対する心構えの強化を図っていただくということで、常に行政と町民が一体となった防災の取り組みをお願いして、この質問は終わりにさせていただきます。

次に公園の維持管理ということで質問をしたんですけども、今回の取っかかりが帯田平公園なんですけども。たまたま私がエレナに行って、エレナの横にある帯田平公園で顔見知りの方が作業されておりました。はっきり言えばシルバーの方なんですけども、それが、エレナの歩道に車を半部乗り入れて帯田平公園から草を刈ったやつをずっと運んでいるんです、皆さんですね。私、顔見知りなんで「お疲れさまです、大変ですね」と話をしていたら、その方が「今、歩行者から怒られて、通行の邪魔と言われた」と言われたんですよ。「車は入らないんですか、この中には」と言ったら、上の方から入るのがあるんですけども、私もそのあとに、今回こういう話があって見に行ったら、入り口に花壇があって2トンの作業車は全然入れないという状況で。実際そこは車が乗り入れるような公園になっていたはずが、その入り口が入らないために歩道に乗り上げてというような作業をされている。今回いろいろ上げているんですけども、要は効率が悪いということと、あと車道、歩道の通行の妨げになっているということで、具体例を挙げさせてもらっているんですけども。まず先程答弁にもあったんですけど、帯田平公園は今言ったようにトラックが入らないで歩行者の苦情があったと。そしてもう一つ、南陽台のなかよし公園、ひまわり公園なんですけども、これについては南陽台の道路を上りきった所に2つの公園はあるんですけども、この公園も聞いたら、草を刈るときは車が入らないためにちょっと遠めに駐車場所があってそこに停めて、その公園の草を刈って、また歩いて運ぶというようなことをやっている。これも効率が悪い。ただ、このなかよし公園、ひまわり公園は、U型のバリカーが固定式になっているんですよ。車はもちろん入らないと。道路とも段差があって乗り入れられないと。こういうことであれば、もし可能であればU型バリカーも取り外しにして、道路も段差をなくして、コストが掛かりますけどもそういうふうな改善をしたらどうかということなんです。もう一気に行きますけど、次の(2)の斉藤のたるつ公園と南陽台のなかよし公園なんですけども、これについてもトラックが入らないということと、たるつ公園は海洋スポーツ交流館の横にある公園なんですけども。ここには3つのU型のバリカーがはめてありました、入れないようにですね。そして、中央部分が外れるようになっていたんですよ。それで両サイドは固定式になっている。ただ、車は両サイドの固定式が邪魔になって入れないという状況で、それで道路にやはり置いてやる。あそこはクリーンパークに行く道路で結構交通量がある所なんですけど、そういう状況でやはり効率性が悪くなっているということです。それから三彩の氷取西公園なんですけども、これは言われたように金網のフェンスなんですけども、自治会の方に知り合いがいたのでちょっと聞いたら、子どもたちが公園の中でボール遊びをするということで、ボールが外に出ないようにそこに金網を設置した。その金網があるがために作業車が入らないということで、できればそういう開閉式のものに変えてほしいと。ただ先程の答弁では移動をされたような回答だったかなと思ったんですけども。ただ現在でも入れないという状況なんで、この辺どうお考えかというのを、回答お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員おっしゃるとおり、どうしても公園の立地上、出入口に接している道路と公園に高低差がある場合は、例えば階段でアクセスとかというふうな形で、車の乗り入れができない所は多数あるかと思います。御提案にありました、なかよし公園とひまわり公園の道路側からどうにか出入りできんかという改良については、可能性について現地を検証して確認したいとは思いますが、今までそういった形で来た経緯もございますので、はっきりそこからの出入りが可能になるような改良をしますというふうなことについては、回答を差し控えたいと思います。あと、たるつ公園ですね。確かにU型の車止めが3つあって中が外れると。そういった形で設置する場合は、そこを、例えば運搬機なりを通すという目的というか、そういう機能を持たせてあるかと思います。氷取西公園につきましても、昨年度フェンスを動かしたことにつきましては遊具の更新を行っておりまして、そのときの出入りが可能であるということを現地検証して、あの位置にフェンスを設置した経緯がございます。なので、確かにちょっとタイトな造りで、運転技術のある程度必要とする部分はあろうかなと思いますけど、町としてはこれだけあれば機能を果たせるというふうに認識している部分もございますので、御意見、町長答弁にもございましたが、そういった部分については耳を傾けて、対応できる分については対応したい。ただ、そうじゃない部分も当然出てくるかと思っておりますので、一応こういった形で答弁させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしくお願ひします。要は、もう公園はどんどんまだこれからも増えていくということで、シルバー人材センターも一応町が支援するという形になっていきますので。シルバー人材センターの方も結構高齢者なんで、こういう作業の軽減を少しは町も考えてほしいと思っていますので、よろしくお願ひします。あと、たるつ公園なんですけども、真ん中に確かにあったんですけど、あれのもう1つ端の方も外されるようにしないと車が入らないんですよ。1回見てもらえば、その辺もシルバー人材センターと話しながらだと思んですけども、やってほしいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。あと、その除草作業についてなんですけれども、ある自治会からちょっと話があって、現在11の自治会と団体がそれぞれの地域公園の除草作業を実施していると聞いているんですけども、これについて考え方をお願ひしたいんですけど。これは町が自治会長会等々において協力を依頼したという内容なんですけども、これについて何か分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今の公園の清掃等の管理委託を依頼している件だと思いますが、こちらにつきまして、常時ホームページ上でも募集をさせていただいております。その中で、町民の皆様に愛され親しまれる公園となるように町としても維持管理に努めているところなんです。実際に使用される地域の皆様の御協力も不可欠であるということで、地域と町の協働でのまちづくりをさらに推進していくために、地域の貴重な財産である公園の除草など日常的な維持管理に御協力いただける団体を募集させていただいております。活動内容といたしましては、年3回以上の除草、月1回以上の清掃、あと公園内の巡回を適宜お願いしております。対象団体は自治会また老人会などの自治組織、また町内において地域の美化活動を目的として構成される団体ということでお願いをしております。あと委託料ですけど、基本額は1公園当たり年額1万円と、あと面積に応じて加算額がございまして、平米当たり年額15円。ただし公園等の整備状況により、減額される場合もありますので、そちらについては土木管理課の管理係と話をさせていただきたいということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

考え方は分かるんですけども、今回ある自治会の方が清掃作業をした中で熱中症に2名ほどかかられたと聞いております。その自治会自体は取り下げたいと。最初、手を挙げたらしいんですけども、そういう状況であれば高齢化が進んどるということで、そこら辺は柔軟に町としても対応していただけるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

委託の期間につきましては、1年間ということで設定をさせていただいております。なので、次の年どうされるかっていうふうな部分は、それぞれの団体様のお考えがあるかどうかと思いますので、私どもとしてはお願いをしたいところがあるんですけども、それも団体のお考えに従うというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

もう1回確認ですけれども、これは委託期間が1年で、その間は年3回の清掃をしていただくということでお願いするということなんですか。要は、高齢者の方がほとんどおられるので、最近の気候内容からすれば大変厳しいということで、できればその辺は町に「ちょっと我慢してほしいな」と自治会長が言われているんですけども、途中で脱

退するということはできないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

おっしゃるとおりでございます。今想定をしていたのが、年度途中から手を挙げられる方については「その年度の3月31日までですよ」ということで、そういうルール作りでやっているんですが、途中で撤退されるという想定をしておりませんでしたので、そこについては私どもに御相談いただいて、結論を出したいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

そういう相談があったときは、柔軟な対応をお願いしたいと思います。もう最後になりますけども、公園の整備ですね。数が多くて対応しきれない状況で、除草作業、この辺も効率よくできるよう、町としてもいろんな面でバックアップしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時5分まで休憩します。

（休憩 14時53分～15時05分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、中村美穂議員の①高齢者の買い物対策について、②小中学校の特別教室のエアコン設置についての質問を同時に許します。

5番、中村美穂議員。

○5番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。本定例会最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。私は大きく2点質問をさせていただきます。

まず1点目、高齢者の買い物対策について。町内には食料品や日用品を購入するための店舗、大型スーパーなどは充実していると思いますが、車を使用しない高齢者の買い物は、非常に困難を極めているのが現状だと思います。ネットスーパーやカタログによる事前注文をして宅配してもらうもの、また店舗独自で買い物の送迎などもあります。家族等の支援が受けられず困っている人は、多いのが現状だと思います。買い物対策の現状と課題についてお伺いします。（1）日常の買い物について苦慮しているという声は届いていないのかお伺いします。（2）移動販売が導入されていると思いますが、地域と週に何回回っているのかお尋ねします。（3）移動販売の利用実績はどれくらいあるのかお尋ねします。（4）移動販売の範囲を拡大する計画はあるのかお尋ねします。

大きな2点目、小中学校の特別教室のエアコン設置について。今年の夏も熱中症警戒アラートが毎日のように発令され、危険な暑さが続いています。全国的に学校にエアコン設置が進み、本町も普通教室にエアコンが設置されています。しかし、音楽室や美術室などの特別教室にはエアコンは設置されておらず、コロナ禍での授業や部活動はマスクを外せないため、熱中症の危険が高いと思います。そこで、以下のとおりお伺いします。(1) 特別教室の授業での暑さ対策はしているのかお尋ねします。(2) 特別教室にエアコン設置の導入は考えているのかお尋ねします。(3) 体育館にもエアコンはありませんが、避難所としての役割としてどう考えるのかお尋ねします。以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお2番目1点目と2点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず1番目の高齢者の買い物対策について。1点目の日常の買い物について苦慮しているという声は届いていないのかという御質問でございます。買物が不便な方につきましては近くにあった店舗の廃業、あるいは免許返納により車を使えなくなったことなどの要因が考えられております。そのような方々の中には、親族や周りの方の様々な支援を受けている方や、弁当や食材及び日用品をネット注文や宅配サービス、こういったものを活用している方もいらっしゃると思います。議員お尋ねの買い物についての住民の声といたしましては、長与町第3次地域福祉計画策定時の町民意識調査の中で、約2割の方が「買い物へ行くのに不便を感じている」と回答されております。また福祉関係の窓口や会議などにおきまして「不便を感じている」との声は頂いておりませんが、住民の皆様から直接御意見を頂戴しております「まちづくり提案箱」におきまして、大型商業施設へのバスの乗り入れなどについての御要望をいただいているところでございます。続きまして2点目でございます。移動販売の運行地域と回数についてのお尋ねでございます。町内ではスーパーなどの民間事業者による宅配サービス、あるいは移動販売が行われておりますが、昨年度から県や農協を中心に国のスマート農業技術の開発・実証プロジェクトの一環といたしまして、JA長崎せいひによる移動販売が行われているところでございます。本事業は、生産から出荷、販売まで様々なスマート農業技術を導入いたしまして、生産コストを削減する省力栽培体系の確立、IT技術等を活用した無人レジ直売所のほか、町内では移動販売の実証、こういったものが行われているものでございます。運行地域は3か所でございます。百合野地区が毎週月曜日の午前、ニュータウン地区が毎週水曜日の午前、丸田谷地区が毎週月曜日と水曜日の午後に運行をしておるところでございます。3点目の移動販売の利用実績はいかがかという質問でござ

います。移動販売の運行は本年1月から開始をしております、当初1日の平均利用者数は百合野地区18人、ニュータウン地区22人でございましたが、いずれの地区も増加傾向で推移し、4月には30人を超え、売上額も2倍になっているようでございます。そのあとは若干伸び悩んでおりますが、一定数が定着をしている状況でございます。丸田谷地区は8月から運行をスタートしておりますので、実績につきましては今後共有をしていく予定でございます。4点目でございます。移動販売の範囲を拡大する計画についてのお尋ねでございます。本事業は今年度までの実証事業ではございますが、農協といたしましては、実証終了後も移動販売を継続して実施したいと考えておられるようでございます。ただ継続するには、採算が取れるだけの売り上げが見込める必要がある一方で、ほかに民間事業者が実施する移動販売もございますので、範囲の拡大については慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

2番目の小中学校の特別教室のエアコン設置についての3点目、体育館にもエアコンが無いが、避難所としての役割をどう考えるのかという御質問でございます。本町では、避難所は災害から自らの命を守るために、一時的に危険な場所から身を寄せていただく場所であると認識しております、災害の種類や規模に応じて、段階的に避難所を開設することとしておるところでございます。御指摘の各小中学校の体育館は第2段階で開設することとなり、気温が高いときの開設の際には、町が保有しております大型扇風機、あるいはスポットクーラーを活用して対策を行ってきたところでございます。特に大規模な災害などにより避難生活が長期化することが見込まれる場合におきましては、避難所における生活環境を良好なものにすることが、被災者支援を行う上で重要であると考えております。熱中症対策をはじめ各種対策が重要となってくることから、協定締結業者等との連携も図りながら、避難所の生活環境向上に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、中村議員の御質問にお答えいたします。小中学校の特別教室のエアコン設置についての1点目、特別教室の授業での暑さ対策についての御質問でございますが、小中学校といった学校種や授業の内容によって差はございますが、普通教室で実施できる内容については、エアコンを活用しながら授業を行っております。また、学校によって各特別教室の日当たりや設置階層等によって対応差がございますが、多くはスポットクーラーや扇風機などを活用して授業を行っております。次に、2点目の特別教室にエアコン設置の導入についての御質問でございますが、特別教室のエアコン設置につきましては、一斉設置とまではいきませんが、他の修繕、更新、改修との調整を図りながら、学校の要望も勘案し、優先度の高い教室から順次設置に向け検討していきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず1点目の高齢者の買い物対策についてですが、この質問は私が議員になった最初の質問のときにさせていただきました。それからもう8年近く経つわけですが、現在それからいたしますとだいぶいろんなものが便利になったのではないかなと思いつつ、そうではない面もあるのかと思いついて質問をさせていただきます。1つ目の日常の買物について苦慮している声が届いていませんかという質問に対しては、アンケート等では2割程度の方が苦慮というか、重いものを持つとか店舗が統廃合されて無くなったとか、そういったことの事情もあるし、高齢者になれば免許を返納することでの、今までは便利に使えていたけどもそうではなくなったというような声だと思いますが、こういったことだけのために窓口に対してお話に来られたり、また電話をかけられたりという住民はおられないんだろうと思うんですね。ところが、福祉課や介護保険課などでそういう高齢者のいろんな面での相談を受けるときに、こういった声がもしかすると有るのじゃないかなと思いますので、そういった点が無いのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町長の答弁でもありましたように、窓口で直接「買い物が大変」「どうにかしてくれ」という御要望はないんですが、今回御質問をいただいた際に介護保険課にあります長与町地域包括支援センターに協力をいただきまして、何名かの高齢者にお尋ねをいただいたところ、やはり親族に協力をしてもらっているとか、カタログで注文して配達してもらっている、または足が痛いので買い物に行きたいけれどもバス停に行くのも大変だとか、そういうことで、こういうことをして欲しいという御要望は聞かれなかったんですけども、「大変です」というお声は今回頂戴しております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

高齢者は介護認定を含めて、そういった御相談等を役場でされている方もいらっしゃるのかなと思っておりますけれども、今回私の質問の中では、介護認定を受けて例えば要支援とか要介護で、介護保険サービスの生活援助サービスの中に、買い物支援を受ける方法があることは私も承知をしているところではありますけれども、今回は、介護保険を利用しない、そういった状況にない方で御高齢になられた方に対する質問をさせていただきたいと思っております。先程そういった声が相談の中にはあるということで、それは介護に直接関係ないところのお声かなと思っておりますけれども。買い物の手段とし

て様々なサービスがあることは、先程お話をさせていただきましたが、その中で今回は、移動販売についてお尋ねをさせていただきます。10年以上前にこういう形ではなくて民間の事業者だと思いうんですけど、町内にも移動販売車が巡回されていて、便利だったという近隣の方の声を聞いたことがあります。ただ、それは事業者の健康上の理由か何か分からなかったんですけど、もう回ることが不可能になったということで移動販売が中止されたと聞いております。今回民間の事業者も移動販売をされているということではありますが、そういった方を通して町の方から聞くことは難しいと思いうんですけど、今回JAが移動販売を試験的に導入されているということですので、今実績等も伺いましたけれども、実際、移動販売を利用されている方の声は届いていらっしゃるでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

私どもも何度か出向いて、ヒアリングという形でお聞きしたことがあるんですけども。その中で幾つか紹介しますと「今まで出向いて重たい荷物を持って帰るのが大変だったけれども、近くで販売してくれるのは助かる」とか「特に、車が無い方は野菜一つ買うのでも大変なので非常に助かるんじゃないか」とか。それから、これは丸田荘だと思いますけど「お風呂帰りに利用できるのが使いやすいと感じる」とか「現時点では不満はなく満足している」というふうな声が上がっているようでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私も今回質問するに当たってテレビか何かいろいろ調べた中で、これはテレビのニュースで放映されたものがあつたようなのでそれを見たんですけど。やはり待つてらっしゃる、この人が来てくれるのがとにかく自分の生活の中では欠かせない。またその移動販売を行っている事業者、荷物を積み込んで行かれる方もそれを生きがい、待つてくれているお客さんがいるからとにかく頑張つて行くということで、ある意味、お互い絶対必要なところ、それは自宅の付近でなく、そのあと施設とかにも回られたりしていたので、そういうような声がニュースで放映されたのを見ました。ただその中で、始めた当初よりは利用者が増えているというふうにはお聞きしましたが、実績として事業者側の経営が成り立つものなのか。今は継続してやっていこうというJA側の考えがあるにせよ、やはり経営が成り立たなければ、どんなに必要な人がいたとしても難しいと思いうんですけども。その辺は、もっと利用者が増加しないと難しいというふうな声っていうのは事業者側から聞いておられないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

運行されているスタッフにも話をお聞きしましたところ、まず利用者層ですけど、来る方は大体固定化されていると、高齢者がやはり多いようでございます。それから、買い物に来られた方がお知り合いの方だったり、そこに結構長い時間いらっしゃっておしゃべりをして帰られる、交流も楽しんでいらっしゃるとかですね。あと商品のことですけども、日によって品ぞろえへの要望があるとか、それは次回来たときに持ってくるとかいうふうな形で対応されているようでございます。やはり利用者がいらっしゃるということで、非常にやりがいも感じていらっしゃるでしょうし、必要とされているということも思われているみたいです。一方で、やはり継続するためには売り上げですね。一定のラインはお持ちのようですけども、今の利用状況、売り上げではまだそこまでは到達してないような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

そうですね。どうにかそれが継続して、移動販売が必要な方の所に届くのが一番重要と思っているんですが。現在の移動販売の回る地域の拡大として、週に回る回数が1回じゃなくて2回の方が利便性の向上には繋がると思うんですけども、やはり地域の拡大っていうのも必要ではないかと思っているんですが、そこはどのように考えておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

先程町長の答弁にもありましたとおり、町内には別の民間事業者の移動販売もございます。実際に今回の実証実験をするに当たって、場所の選定、例えば自治会単位の人口とか高齢者の数、高齢者でひとり暮らしの多い場所とか、そういった情報は農協の方にも提供して、選定に支援という形で町も関わっているんですけども。やはり、ほかの業者が走っている日、時間帯、これと重なることはやっぱり難しいということで、日程を調整したりもされておりますので、簡単に拡大というのがいくものかどうか、ほかの事業者との兼ね合いもございますし。あと場所ですね。狭くて車が行きにくいからそこについていうことがすぐ浮かぶんですけど、そうすると逆に停める場所が無かったりとか、そういった課題があると認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

町内ですごく古い団地の中では、片側一方通行みたいな形で離合できないような団地の道路が造られている所もあるんだと思うんですね。そういった中で買い物を不自由に

感じてらっしゃる方がいらっしゃったとしても、トラックを停めてお店を開設するのは非常に厳しい。かといって公園の近くとかが車を停められて適切かと思うところもあるんですが、そうすると自宅から遠くなるっていうこともあるし、もちろん競合して、ほかの民間事業者がせっかく回ってらっしゃる所を無くしてまでということもできないということもよく分かりました。ただ売り上げがもう少し増加というか、利用者が増えていかないと。民間の方もそうでしょうし、実際回る意味があるのかなということでも以前のように撤退をされてしまうと、せっかくそれを生活の中の買い物の手段として、自宅から少しだったら行けるっていう形で使ってらっしゃる方に、また残念な形になってしまうのでできれば継続をしていただきたいと思っはいるんですが。現在車社会の中で、車を利用しての買い物は、町内の中ではお店もかなり充実しているのではないかと考えますけれども、先程町長の御答弁にもありました免許返納とか、そういった形で今までは車が使えただけでも今使えない。そして家族が同居、近居しているとばかりも限りませんし、なかなかそういった支援が受けられないことも、買い物に苦慮しているっていう声に繋がっていると思います。その中で、こういう移動販売だけではなく、例えばお買い物の送迎とか、分かる人はそういうこともあそこの店はされているし、インターネットが使える状況であればネット販売とか宅配とか。お弁当もそうですけど、お弁当の宅配とかは新聞の広告に入ってきたりとか、そういうこともあるかと思うんですが、こういういろいろなサービスがあっても知らなければ意味がないっていうふうに考えます。そこで、私は高齢者が集う場所、例えば町の老人クラブの行事とか介護予防のお元気クラブとか、そういった御高齢でお元気とか介護予防のために出掛けられている方々のところに、生活の身近な相談とか買い物のサービスを情報としてお知らせをするっていうことが有効なのではないかなと思うんですが、そういったことはお考えになられないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員が今おっしゃられましたとおり、お元気クラブとか老人会、あとは各デイサービスの施設とか、そういうところにチラシなどを置きまして周知するのは、業者にとっても大変有効なことだと思います。また、社会福祉協議会とかシルバー人材センターの方でもお買い物代行とかをしておりますので、そういうことも含めて周知ができないか、いろんな課にまたがってまいりますので調整をしながら、今後、周知の方法を検討させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

何度も言いますが、インターネットとかを利用したり、今、御高齢の方でもスマホを

すごく上手に使われる方もたくさんおられますので、そういった情報を得たり、ネットスーパーが利用できたりという方は心配ないのかなと思っております。広報ながよの8月号に、こういう移動販売の記事を載せられたりとかしているんですけど、必要な人に必要な情報がたくさん載っているの、そこを全部きれいにみて自分の必要なものを取るっていうのは、なかなか行き渡らないところもあろうかと思っておりますので、是非そういうところ、ちょっと手間にはなるかと思っておりますけれども、長与町は高齢者にも優しい町だということで広げていただければと思っております。また自分の目で見て買い物をするっていうことは、季節を感じて食事をすることで健康寿命の延伸にも繋がると思っております。住み慣れた地域、また自宅で健やかに過ごしていただきたいと思っております。今までも、今まで様々聞いておりましたけれども、高齢者の買い物対策について町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃったように、地域でそういった方を見守っていくというのは非常に大事なことで、今からそういったことをしなくちゃいけないというふうに思うんですけども、例えば魚の行商であったり、あるいは乗り合いタクシーの実証であったりということやっちはいるんですけども、なかなか続かないというのは、やっぱり利用される方が続かないということもございました。しかしその中で、実証をしていただくという形で宅配サービスや移動販売というのが、こうして出てきているってことは大変ありがたいことだと思っております。で、町がやらなくちゃいけないのは、元気な御高齢者は大体スマホも使えるし、そしていろんなものを目にされると思うんですね。だから一番大変なのは、やはり独り住まいの御高齢者ということだろうと思うんで、そういった方に対しては、例えば民生委員を通じてとか自治会長を通じてとか、いかにそういった情報を皆様にお知らせして、どういうツールが一番良いのかということをお知らせしていくことが町の仕事なのかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それでは高齢者の買い物対策についての質問は終わりました、次の特別教室のエアコン設置についての質問に移りたいと思います。平成30年9月議会で一斉に何名か、同僚議員も私もですけども、小中学校に、この異常な暑さにはエアコン設置が必要ではないのかという質問をさせていただきました。その中で国も動きまして、そののち本町の小中学校にも普通教室にエアコンが設置されたという経緯がありますけれども、実際、全ての所にエアコンを設置するのはそのときも質問したと思うんですが、今回は普通教室ということで、特別教室は見送られたという状況だったと思います。スポットクーラ

一や扇風機を利用して授業を行っているとお聞きいたしました、実際に室温などの調査はされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

各教室に例えば温度計があったりとか、あるいは二酸化炭素濃度計に入っていたりということはありますけども、全ての教室において一定何度で授業しているかという調査は行っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

学校の方に電話でお尋ねしたんですが、授業の様子をお伺いしたところ、あまりの暑さでなかなか授業に集中ができない。また美術の授業をしていて絵を描いたりしているときに、自分の汗が作品に垂れてしまうぐらい暑いというようなことを聞きました。また、あまりの暑さの中で体調不良の生徒が出た。それは当然そうなんだろうと思ったんですけども、異常気象で暑い上にコロナ禍のためマスクを着用しなければならないということで、非常に困難を極めている。また夏休みがあるんじゃないかということはあるんですが、やはり中学校とか部活等がありますので、吹奏楽部とか美術部もそうでしょうし、そういった生徒は夏休みも暑い中出てこられているというような状況をお聞きしました。そこで、近隣の長崎市や時津町の特別教室のエアコンの設置状況や今後の計画について、もし情報として御存じであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

特別教室には、議員が御指摘の音楽室、美術室のほかに図書室、パソコン室等々あります。これらを含めまして特別教室のエアコン設置率を、長崎市、諫早市、西海市、時津町、この近隣市町で見ますと、全ての特別教室に設置をしております時津町を除けば、大体エアコン設置率は特別教室全体の4割から5割程度ということでございました。その中で、議員が例として挙げております音楽室、美術室につきましては、音楽室については長与町のみが未設置でございます。美術室につきましては、諫早市、西海市、長与町が未設置で、長崎市については中学校のみエアコンが設置されている状況でございます。今後の状況については、確認はしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

なぜ長崎市とか時津町、この近隣の市町について状況をお尋ねしたかと言いますと、

住民が一番比べやすいんですよ。もちろん長崎市は人口規模も財政規模も違う、全く違うということは承知をしておりますけども、一般の住民はそのようには考えません。ですので、長与町ももちろん良いところとそうでないところっていうのはあると思うんです、私も分かってはいるんですけども。時津町はもう全部付いているということであれば、長与町も是非付けていただきたい。こんな暑い中で授業とか部活動をするのは、非常に大変であるというような声がますますあるのではないかと、お尋ねをさせていただきました。この近隣の状況を聞いて、本町の今後について教育長の御答弁があったとは思いますが、実際そこを近隣と比べて、本町もどうしていった方がいいかというようなお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

本町の学校施設も老朽化が進んでおります。まずはその学校施設の構造躯体の屋上、屋根、外壁改修を行って安全確保、それから経年劣化による機能回復を図りつつ、いかに学習環境を、教育環境を向上していくかということになろうかと思っております。特別教室のエアコンにつきましても、普通教室同様に快適な環境を提供するためにも必要とは考えております。一斉に設置したい気持ちはございますけども、一斉に設置が難しい状況であればほかの改修工事との調整も図りつつ、学校の要望、それから教室の利用状況も勘案しながら、優先度の高い教室から設置を引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それではですね、体育館にエアコンを設置するというようなことであると、規模からいってもなかなかハードルが高いのかなと思っております。しかしながら学校は避難所としての役割もありますので、学校が避難所として開設されたのは恐らく令和2年7月豪雨ですかね。当時は避難勧告、今は避難指示という状況で、先程同僚議員が質問をされていましたが、たくさんの住民が避難を余儀なくされたというようなことだったと思いますが、学校を避難所として開設をしたと思うんですが、そのときの状況を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和2年9月、台風10号の際は避難所を10か所開設いたしまして、追加で長与小学校の体育館を開設いたしました。合計で11か所の避難所を開設し、最大で423世帯、966名が避難をしておりました。当時は想定を超える避難者が来られたため、急

きょ設営を行った避難所もございますけども、暑さ対策をいたしまして、大型扇風機等も活用しながら運営の方を行った次第でございます。しかしながら、当時スポットクーラーも無かったため、暑かったという御意見は多数賜っておりました。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

そのときから2年ほど経過いたしましたけども、そういった住民の声や実際に避難所の開設に携わった職員のいろんな改善すべき点もあったと思うんですけども、先日の台風の際、今回学校は避難所になりませんでした。改善されたところがありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回の避難所開設に際しましては、暑さ対策といたしましてクーラーが整備されていない武道館につきましては、スポットクーラー2台準備をいたしまして、暑さ対策を行いました。また追加で避難所を開設する際には、エアコンが整備されている町民体育館の開設を行いました。避難所という性格上、なかなか快適ってところまでは難しいかもしれませんけれども、命を守るための避難所ですので、熱中症対策については十分行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

避難所を設営する際には当然マニュアル等があると思います。普通教室にはエアコン設置がなされていますけれども、普通教室を避難所として、通常大体前日に避難所を開設して台風であったりが過ぎ去ってしまえば、そこで解除するという形になろうかと思うんですけども。長期のことではなくて、普通教室をすぐに使用するという事は難しいと考えますけども、もし、今後特別教室にエアコンが設置された場合は、避難所としてどのように利用されますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

災害の状況によるかと思いますが、暑さ対策という観点から利用できるかどうかを検討しながら進めてまいりたいと考えておりますけども、指定避難所として指定をしていく必要があるのかなという部分と、教育施設でございますのでお願いをしていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

今特別教室の件で御質問でしたけども、災害避難生活が長引く場合は、学校の方も普通教室で対応できないかというのも考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

長期化すれば、そこも対応してくださるのだろうと私も思っておりますが、通常の1日、もしくは半日という形であれば、最初に普通教室を利用するというのは今のところは不可能じゃないかなと思うわけですね。もちろん学校側はそういう考えはないと思うんですけども、普通教室は常に子どもたちが使っている所ですから、それで考えればもし特別教室が、図書室とかは元々エアコンが付いていますけども、通常の子どもたちの個人の持ち物だったり、そういった物が置いてない通常使っていないような教室をまず優先して使うものなのかなと。私もその避難所開設マニュアルというのを見ているわけではないので何とも言えないところもあるんですけども。連日熱中症警戒アラートが発令されて、異常な暑さになっている中でエアコンは、かつては快適さを求めるもの、ぜいたくな電化製品という意識があったかもしれませんが、今は命を守る重要なものになっていると考えます。子どもたち、またそこで働かされている教職員、そして避難所としての住民の命を守るという観点では、先程いろんな事情はあるということでお伺いはしましたけれども。できるだけ早く特別教室にもエアコン設置が必要だと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おっしゃるとおりだと思っております。できるだけ予算を工面しながら、順序よく入れたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

限りある財政の中で、当然町は優先順位を付けて判断していると考えますけれども、教育のまち長与として特別教室のエアコン設置は、先程から必要であるのではないかと私は考えておりますが、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

議員おっしゃるように文部科学省の方でも、学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習そして生活の場であると。そのためより良い教育活動を行うためには、その安全

性と機能性の確保は不可欠であるとされています。そして、平成30年度のときには対象外であった特別教室の空調設置についても、国庫補助対象のメニューとされておりま
す。ただ、先程教育次長も申し上げましたけれども、学校施設の修繕、更新、改修につ
いても、児童生徒の安全性、機能性の確保の上では大変重要なものだと思っております。
やはり財政の面が大きくなって来るんですけれども、今後も社会保障関係経費の増加や、
それから学校施設だけでなくその他の公共施設の維持更新にも多額の費用が掛かってま
います。また、図書館と健康センターの複合施設というところでの建設にも費用が掛
かると想定をしております。それらとの調整を図りながら、教育長も申し上げましたよ
うに優先度を見極めまして、財政負担になるとは考えておりますので、それが過度にな
らないように教育委員会と一緒に検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

財政の問題は非常に大変かというのは私も分かっておりますけども、やはり命を守る
というところで重々町長も教育長も分かっておられると思いますし、所管の方々もでき
ることならすぐということを考えていただけていると思いますので、私の質問はここ
で終わらせていただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時51分）